

第一百八十六回

参議院財政金融委員会会議録第十一号

平成二十六年五月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

山本一太君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山本一太君

森屋宏君

塙田一郎君

古川鶴保庸介君

西田尾立源幸君

中山恭子君

愛知石田昌宏君

石山さつき君

熊谷大君

伊達忠一君

長峯誠君

長谷川岳君

三宅伸吾君

森屋宏君

磯崎哲史君

大塚耕平君

風間直樹君

金子洋一君

安井美沙子君

山本博司君

川田龍平君

井上義行君

大門実紀史君

國務大臣

平野達男君

國務大臣
(内閣府特命大臣
担当大臣(金融))

麻生太郎君

副大臣

岡田広君

大臣政務官

愛知治郎君

内閣府大臣政務

福岡資麿君

財務副大臣

高鳥修一君

厚生労働大臣政

高野修一君

事務局側

小野伸一君

内閣府大臣官房

桑原茂裕君

内閣府人行政担当室

高野修一君

常任委員会専門

当室長

金融庁総務企画

三井秀範君

金融庁総務企画

細溝清史君

金融庁監督監督官

藤井裕二君

厚生労働大臣官房審議官

神田裕二君

厚生労働大臣官房審議官

桑原茂裕君

内閣府大臣官房

高野修一君

内閣府人行政担当室

小野伸一君

内閣府大臣官房

桑原茂裕君

内閣府人行政担当室

高野修一君

内閣府大臣官房

桑原茂裕君

内閣府人行政担当室

の役割を果たしてきていたものと認識いたしております。

それから、五月十四日公表いたしました規制強化の概略と背景ということになりますけれども、このプロ向けファンドに関しては、先ほども少し触れましたけれども、高齢者を中心とした一般的の投資家の被害事例が後を絶たないことがあります。こうした被害事例が相次いでいることを踏まえまして、証券取引等監視委員会、また消費者委員会からもプロ向けファンドの制度の見直しに関する建議 提言が行われたところでございま

今般発表いたしました改正案は、こうした状況を踏まえまして、本来のプロ向けという趣旨に立ち戻り、ファンドの勧誘ができる投資家の範囲を一定の投資判断を有すると認められる者に限定することによりまして、一般投資家の被害の発生等を防止すべく制度の見直しを行うこととしたものです。

特例業務は、一般にプロ向けファンドと言われておりますけれども、中を見ますと、適格機関投資家以外の者は一般個人でも四十九人以下であれば誰でもよかつたというわけでありまして、今回見直し案は、企業や個人などの属性に着目して細かく規律を掛けるものだと理解しております。私は極めて妥当な見直し案だと思っております。

本日は、ファンド規制の再度の見直しを提案させていただきます。それは、出資者が同一の企業集団内の企業で完結する場合です。こうしたケースでは、金融商品取引法で投資家を保護する必要性は余りないようと考えられるからでございます。現状の規制では、当然のことながら、現状の規制を強化する五月十四日公表の見直し案が実行されましても、グループ会社内だけでファンドを組成する場合、これを企業集団内完結型プロ向けファンドと呼ぶことにいたしますけれども、こう

した場合であつても、適格機関投資家がいないと届出だけではファンダムを組成することができません。また、グループ会社内だけで出資者が完結し、さらに営業者も同じグループ会社内の会社である場合には、そもそも不当な勧誘等を行うとは考えられません。つまり、投資家保護の要請は低いと私は考えます。それにもかかわらず、現状ルールでは登録又は届出義務が必要となつております。金融商品取引法の登録をしようとしても手間が掛かり、また登録後も開示等で負担が重くなつております。

市場の規律を守ることは極めて重要です。投資家保護のため、弊害が起きる場合には、その予防のために必要な範囲内で入口規制、行為規制するのは当然。しかし、弊害が起きにくく状態に対してまで一律の規制が掛かつてしまい、お金が流れなくなつたり、流れにくくなるのは日本経済の足を引っ張ることになります。これでは、現政権が標榜する世界で一番ビジネスがしやすい国は実現できないよう思います。

そこで、僭越ながら提案をさせていただきます。

グループ会社内だけでファンダムを組成する企業集団内完結型プロ向けファンダムの場合においては、金融商品取引業から除外するのが妥当だと考えます。又は事業者のより負担の少ない規律とするべきだと考えております。金融処分庁ではなく金融育成庁を目指す、麻生大臣のこのお考えに私は全面的に賛同し、大臣に敬意を抱いておりまます。企業集団内完結型プロ向けファンダムを金融商品取引業に該当する行為から除外する行為を規定する内閣府令の見直し案をお届けしておりますので、是非御検討を賜ればと存じます。現時点で大臣の御所見をお聞かせください。

○國務大臣(麻生太郎君) 企業集団内完結型プロ向けファンダムに関する御提案というか見直し案というのにつきましては、これはいたしましたばかりなのでちょっと勉強させていただきますが、一定の場合には届出を不要にするということ

した場合であつても、適格機関投資家がいないと届出だけではファンドを組成することができません。また、グループ会社内だけで出資者が完結し、さらには営業者も同じグループ会社内の会社である場合には、そもそも不当な勧誘等を行うとは考えられません。つまり、投資家保護の要請は低いと私は考えます。それにもかかわらず、現状ルールでは登録又は届出義務が必要となつております。金融商品取引法の登録をしようとしても手間が掛かり、また登録後も開示等で負担が重くなつております。

市場の規律を守ることは極めて重要であります。投資家保護のため、弊害が起きる場合には、その予防のために必要な範囲内で入口規制、行為規制するのは当然。しかし、弊害が起きにくい状態に対してまで一律の規制が掛かつてしまい、お金が流れなくなつたり、流れにくくなるのは日本経済の足を引っ張ることになります。これでは、現政権が標榜する世界で一番ビジネスがしやすい国は実現できないように思います。

そこで、僭越ながら提案をさせていただきます。

が書いてあるんだというように、アバウトで言うとそういうことだと思つているんです、プロ向けファンダムの届出制は、これは市場の公正性と透明性というところから、私どもとしては、その実態について金融庁としてある程度把握していくことを目的しておりますので、そこが一番の留意点にやいかなところなんですが、プロ向けファンダムの業者に求められております届出というのは、いわゆる許可制とは違いますから、届出なんであつて、ファンダムの業務の遂行上、特段の支障になるというようなものだと、これ届け出ていただければよろしいんであつて、なるものではないと考えております。

いずれにしろ、ファンダムに関する規制の在り方については、ファンダムを通じてリスクマネーの供給ということをまず第一義、先ほど育成庁という話を申し上げましたけど、そういうのが大事なところなんですが、同時に、これは先ほど桑原の方から申し上げましたように、先月でしたか、あれは四月の十八日に証券監視委員会・消費者委員会から四月の二十二日に、いずれもこの業務についての提言ということをいただいておりまして、いわゆる適切な投資者保護の、是非確保を図れという点を両委員会から指摘されておりますのを受けております点も御留意いただければ存じます。

○三宅伸吾君 大臣の御懸念は十分私も理解しております。

ただ、私が申し上げているのは、投資家保護の必要性が余りない本当のプロの企業が潜在的な投資家であつて、なおかつその投資家が兄弟会社、親子会社、同一の企業集団に属する場合については、その属性に着目をして一段の規制緩和を考えてはいかがでしょうかかということを申し上げております。

届出なら余り大したこと、手間暇掛からないといふ意見もあるかもしませんけれども、企業が見ますと届出をするという事務作業のコストが発生をいたします。どうしても届出義務は外せないということだと思いますが、企業集団内完結

型の本当のプロ向けファン、もうこれ個人はないわけだと思いますので、本当のプロ向けファンの場合はお持ちしたばかりでございますので、是非じっくり御検討をいただいて、日本の金融がうまく回るよう大臣の御英断を切にお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○石田昌宏君　自由民主党の石田昌宏でございます。

アベノミクス、いよいよ第三の矢である民間投資を喚起する成長戦略が大事になつてまいりましたが、金融分野では、第三の矢について、昨年十一月、金融・資本市場活性化有識者会合が、豊富な家計資金や公的年金などが成長マネーに向かう循環を確立するなどに取り組むべきとまとめました。そして、今回の金融商品取引法などの改正もこの文脈にあって、この提言の具体化を図るものであると。そして、特に家庭に眠っている家計資産を成長が期待できる分野に向かわせるよう積極的に取り組むことが大事だと思つています。この観点で、今日は二つの議論をしたいと考えております。

まず、一つ目でございます。

投資を活発にするには、投資家が持つ投資につわる不安を取ること、軽減することがとても重要だと思いますけれども、家計は素人ですから不安の解消なくして投資はなかなかできないと思います。

ただ、実際、投資をしようと思つても、例えば企業の収支計画などを見ても対前年度比何%増だとか、そのために何々の事業を黒字化しますとか書いてあるんですけども、それ本当かな、なかなかこういう感じがしてその不安というのを消えにくいものじゃないかなと思つてます、確かにこの数字だと見ても、この計画が本当にい

いろんな不確定な要因の、変動幅だとかそういうふたものを十分議論をしているんだとか、この根拠となるデータはどういうものか、それは本当に変動がないのかとかそういうものの問い合わせが明確になつていながらだと思います。

この不明瞭さが、投資家からしたら何か計画の説明を受けたときに煙に巻かれるというか、そういう感じがあつてなかなか投資に行かない、こういった場面も多いんじゃないかなと思っておりますので、投資への不安をなくそうということがとても大事だと思いますが、幾つかの取組が進んでいくると思います。

統治がうまくいくつていいというのが分かれ、たとえ計画がうまくいくつているよう見えても投資家はさすがにその企業には投資する意欲はなくなると思いますので、こういう観点でもとても重要な思いをしますし、今議論になつていてのが日本版のスチュワードシップ・コード、これもとても大事だと思いますが、投資する側が、簡単に言つたら外部から経営をバックアップしていくところ、こういった仕組みもあると思うんですが、これも確かに投資家の投資意欲を増す仕組みだと思います。

ただ、なかなか、私もどちらかというと素人に近いかもしれません、すつきりこないんです。何が分かるような気はするんだけども、もつと経営者の本音とか哲学とか、そういうつたものがなかなか見えない感じがしてならないわけであつて、経営者も、外部から言うといつても、本音言うと、成長投資しろというのは大体分かっているんだけれども、どうしたらいか分からないと、そこをやっぱりもつとはつきりさせてほほしい。つまり、経営者自身の不安がある意味投資家の不安を投影しているんじゃないかというような気持ちもあります。

アベノミクスが始まったときの安倍総理もそうでしたけれども、やつぱりあいう確信的に物を言つていたらしくとすごく安心して投資する気持ちもあります。

になるんですね。やつぱり経営者がそういうふた気持ちをしつかりと持てるよう、そして投資家がこの企業に投資したいと思えるようにするため、もつともっと努力しなければならないと思いますが、そういうふた視点で、今言つた「コーポレートガバナンスですがとかスチュワードシップ」、「コードなど」というのは投資を促進するという意味でどういった効果があるのか、是非御教示いただきたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 企業に対し投資が行われる際に何を検討して、この会社よりこつちといふようなことをいつた場合には、それは業務とか財務の健全性というのもありますし、その企業とか産業の将来の発展性というようなものも確かに重要であることは、もうこれは石田先生おっしゃるところおどりなんだと思つております。

「コーポレートガバナンスとか今言われましたスチュワードシップというのは、これは重要な要素だ」というのは、企業が投資をしてもらつて、その投資を何に充てるかというときに、そのまま税金下げてもらつて内部留保でも増やされたらそれは何の意味もありませんから、国民の税金がそのまま企業の内部留保に変わるのはことですから、そういうふた意味では、「コーポレートガバナンス」というふうなものが働きますと、ちょっと待つてくれという、物言う株主とかいろんな表現ありますけれども、そういうふたよなうなものに変わつていく。傍ら、海外なんか見てみますと、そういうふたもののガバナンスといふか、見える化とかいろんな表現ありますけれども、そういうふたものをやつておるガバナンスの優れた企業という方が株主の評価が高くて、早い話が投資も増える、したがつて株も上がる。いろんな話で収益性の観点からも好循環が期待されているんだと思つております。

したがつて、企業は別にそれをやるために自分の方から、言わねなくても「コーポレートガバナンスを上げた方が自分の企業の利益になりますから、と考えるところは、どんどん見えやすくなってしまふ、透明化させます」ということにもなるんでしょ

うし、また、機関投資家の方は経営者との対話を通じて企業の中期的な成長を促すという意味でのスチュワードシップ・コードというのを適切に発揮するということは、これは何というか、先ほど言われた、投資というのは大体勧めてくるやつも怪しげなやつだし、何となくだまされるんぢやないかなというのは、これは必ずみんな付いて回る話なので、そういう意味では、投資にまつわる不安というものを探拭する、そういうしたものに関しては私は効果があるんだと思っておりますが。こういうのは、ただ、注意しておかないといけませんのは、先ほど石田先生おっしゃったように、これ、形ばかり注目したり評価しているというのはこれはなかなかうまくいかぬので、うちではスチュワードシップがとか言うけれども、現実問題というのを見ますとなかなかそういうやないところもありますので、その意味において、実質的に考えていいかないことはなかなかうまく効果が現しにくいものじゃないかなとは思つております。

ている感じがしたんです。そんなときはやつぱりやりたいな、投資したいなと思うわけですが。これは単に、いけるんぢやうかという思いでやつてゐるだけじゃなくて、新しい計画の不確定な要因の変動幅は多分このぐらいあるんだろうとか、根拠になるデータというのもいろんな変動幅があるて、そういうふたものを感度分析だとか、言つてみたらシミュレーションですね、量的な分析をしつかりしているんです。しかも、している部門が、現場の部門とか経営部門じゃなくて、現場からも経営からもある意味中立、独立性を保つた部門といふのをつくつて、経営者からも物を言う、現場にも物を言う、そういうふた部門でかなり客観的にやつてゐるわけです。

そういうふた客観的な定量的なシミュレーションがあるので、これを基にして経営者はこの事業は何%ぐらいの確率でいくな、ただしこれの条件が変わつたらば確率はどう下がるな、ということを理解した上で新規事業の決断をしているという感じがしたんですね。つまり、未来をかなり論理的に考えているようなものでした。

形や規則というのもとても大事かもしれないけれども、ある意味、経営者が未来への確信というのをちゃんと周りにも表現できるような姿がとても大事だと思うんですが、そのために、一つの方法かななんて思つたわけです。

これ、なかなか法律にするというのは簡単じやないんですけど、今回のクラウドファンディングなど見っていても、どちらかというと成り済ましの防止とか不正の防止という観点が非常にあんですけれども、もう一個進めて、やっぱり不安を解消して投資したいという、こういつた思いで制度を考えしていくことはとても重要かなと思うわけですが、是非その関係で大臣なりの御所見があれば有り難いと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) まず最初に、これは大阪ガスの話知らないわけじやありませんが、これは個別の企業の話なんで、ここで担当しておりました大臣の方から、この大阪ガスはですね、なんて

言うとちよつと話が込み入りますんで、大阪ガスだけ株が上がつても下がつても困りますんで、その話はちよつと差し控えさせていただくとして、自社への投資すなわち事業に対するのいろんな出資を募るときに、将来を考えてこの事業といふときに、その事業について分析して結果を外に出しておるという話なんですが、その話を出したとき、問題は、それをやっているのは経営者よりは、現場から上がつてきた話と、それから横の話と、全部縦軸、横軸いろいろやって、いわゆる現場の話と経営者の机の上の話と両方足して、きちっとしたものにして、絵を描いて、将来の配当利益やら何やら全部含んだところで描いて、しかも経営会議とか何か、どんな会議か知らないけれども、そういうようなものでやつてあります。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

石田さん、これ大事なことですね、これだけ聞くと格好だけはよくできているんです。問題は、それが本当にできるかどうかは、これ別問題。これが一番難しいところなんだとは私はそう思います。

投資の是非を決定する経営会議に提出することになつておりますと、それはそれなりでいいんだと思うんですが、とにかく一般論として申し上げれば、こういつたしつかりした判断で自分の会社のビジョンというものを持ち出していくといふところが大切なんで、投資家に対してもういつた姿勢が説得力を持ち得るという意味においては、私は一つの方法としては決して間違つていないと存じます。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

私も、確かにこれ正しいかどうか、いろんなパターンがあるかもしれません、正しくないことも含めて言えるといふこの姿勢がとても重要な要素になると思います。それがやっぱり不安を取つていくことをやつぱり不安を取つていくことの要素になると思います。

二つ目の話なんですが、もう一つは金融リテラシーの教育についてなんですが、イギリスの方では、ブレア政権時代に金融サービス機関の設立を出発点にして金融リテラシーの教育が活発化

に進められていますが、かなり実践的なプログラムまであります、かなり実践的なプログラムです。

例えば、四千校の中学校の生徒にパソコンファイナンスを学ぶ機会を提供するとか、新たに親になる人に助産師さんを通じて親のためのお金ガイドというツールを届けていくですか、低所得者に対してまた意図的に金融教育を施すですか

か、犯罪者に対する金融能力を付けるプログラムを組むとか、例えば精神科の疾患持つている方とか自閉症の方に金融教育やるとか、いろいろとかなりきめ細かい仕組みがあるわけですか、でも、日本にこういったやつぱり金融政策、金融リテラシーはとても重要だと思います。それが投資家の不安をなくすものだと思いますけれども、こういった意味で、どういつたような明確な戦略若しくは事業をやつてはいるのか教えていただきたいと思います。

○大臣政務官(福岡資麿君) 委員御指摘のとおり、金融リテラシー教育、大変重要な観点である

というふうに考えております。

イギリスにおいても、サッチャー政権下で私的年金の運用等で詐欺的事案が発生したことを受けまして、今御指摘がありましたように、ブレア政

権が発足いたしましてから金融教育活動に関する基本方針というものを定められまして、関係者の連携を図りつつ、金融教育が今日まで進められてきているというふうに承知をしております。

日本におきましても、現在、有識者、関係団体等、幅広い関係者から成る金融経済教育推進会議

といふものを設置させていただいておりまして、金融経済教育の推進に取り組ませていただいているところでございます。

特に、その中で、初等中等教育のみならず、大学、社会人、高齢者段階まで視野に入れさせていたきました、そのライフケーストマイグリーンに最低限身に付けるべき金融リテラシーを金融リテラシー・マップというような形で体系的かつ具体的に整理する作業を今進めさせていただいておりまして、これは六月の推進会議で取りまとめられる予定と

なつておるところでござります。

今後も、このマップを共通プラットフォームとする業界横断的な連携を強化しつつ、ライフステージに応じた金融リテラシーの底上げを図つていただきたいと考えております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。とても重要な観点だと思います。

例えば、今学校とかでも教っていることは教えているんですけど、ある新聞記事だと、教員の六〇%近くが時間が足りないだとか思つていて、要は、何というのか、余り詳しくない、よく分らない先生が分からぬ人に対して一生懸命教えようと思つても分かるわけなくて、やつぱりそこをしつかりと組んでもらつたら有り難いと思ひます。

私は、やつぱりお金の問題はとても重要だと思います。うんでも、以前、精神科の病院で看護師をやつていたんですけど、このときに患者さんの状態が悪く、ちよつと今日おかしいなど感じるときに必ず確認することが二つあつて、一つが、夜眠れていますかということはとても大事なんですね。

もう一つが、実は財布の中身どうなつているかと。結構あつて、これいつも確認していたんですね。やつぱりお金がないというのは、ある意味人生の未来に非常に不安を感じるんだと思うんですね。

もう一つが、実は財布の中身どうなつているかと。結構あつて、これいつも確認していたんですね。やつぱりお金がないというのは、ある意味人生の不安を感じるんだと思うんですね。

まつてお金を使うとか、計画性がなくてお金を使つた後に財布空っぽなんですね。そのときに大体状態が悪くなつっていくわけです。

ですから、そういうことがないよう、お金を上手にコントロールすることと、いうのはとても人生の不安をなくすという意味で、重要な要素だと思いますので、こういつた金融リテラシーの教育といふのは、ある意味お金を使つて生活を安定させるという意味でもとても重要で、金融の大好きな役割があるというふうに思つています。是非進めていただきたいと思ひます。

新制度の施行後、これは新規業者が具体的にどの程度参入するかとか、いろいろ今後考えなきや

うした体制整備の状況というものを登録された申請者の中からヒアリングを通じて厳格に確認をさせていただいて、体制が整備をされていないといふものにつきましては登録を拒否することになります。

新制度の施行後、これは新規業者が具体的にどの程度参入するかとか、いろいろ今後考えなきや

うものにつきましては登録を拒否することになります。

新制度の施行後、これは新規業者が具体的にどの程度参入するかとか、いろいろ今後考えなきや

うものにつきましては登録を拒否することになります。

○尾立源幸君 私、この取組は一つの試行錯誤の

時間ですので、これで質問は終わりたいと思いますけれども、今後またこの話は詰めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党・新

緑風会の尾立でございます。

まず、今回の金商法の改正案、そして保険業法の改正案については、基本的には賛成でございます。ただし、中身において注意しなければならない点が、今後気を付けなければいけない点があるといつて、要は、何というのか、余り詳しくない、よく

うことで質問をさせていただきたいと思います。まず、今回の法改正で投資型クラウドファンディング制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

そこで、このような事態を防ぐために、業者に対するしつかりとした監督が必要です

が、どのように監督する予定でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の金商法の改正においては、クラウドファンディングのいわゆる業者に対して、業務を的確に遂行するための業務管理制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

まず、今回の法改正で投資型クラウドファンディング制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

そこで、このような事態を防ぐために、業者に対するしつかりとした監督が必要です

が、どのように監督する予定でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の金商法の改正においては、クラウドファンディングのいわゆる業者に対して、業務を的確に遂行するための業務管理制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

まず、今回の法改正で投資型クラウドファンディング制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

そこで、このような事態を防ぐために、業者に対するしつかりとした監督が必要です

が、どのように監督する予定でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の金商法の改正においては、クラウドファンディングのいわゆる業者に対して、業務を的確に遂行するための業務管理制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

そこで、このような事態を防ぐために、業者に対するしつかりとした監督が必要です

が、どのように監督する予定でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の金商法の改正においては、クラウドファンディングのいわゆる業者に対して、業務を的確に遂行するための業務管理制度がより使いやすくなります。一方で、ネットのみを介して行うという点では、詐欺などの舞台に使われる可能性が懸念をされることがあります。

そこで、このような事態を防ぐために、業者に対するしつかりとした監督が必要です

が、どのように監督する予定でしょうか。

一環として方向性としてはいいと思ってるんですけど、非常にリスクも含まれていると私は個人的に思つております。

といったのは、まず登録をした業者に対しての監督等々は今おつしやつたとおりなんですか。でも、インターネットの世界ですね、無登録業者、違法な業者、さらには国内の業者ではなく海外の無登録業者が一気にこの制度を使って違法な資金集めをするのではないかと、私はそんな懸念も持つておりますので、ネットの世界は、登録されているかどうか、違法かどうかというのはなかなか見分けるのは難しいので、その辺りは投資家から見て非常に分かりやすいようになりますが、ただきたいと思いますし、そういう違法な者がいたら即ネットの世界で処分が、措置ができるような仕組みをつくつてもらいたいと思つております。

また、弁護士会からも幾つか懸念事項で指摘をされております。今言つた違法な業者の取締りの問題、そしてさらには発行、お金を集めたいと思っている会社に対するデューデリジエンス、財務状況の調査等々をしっかりとやらないといけんな会社の資金集めに加担をしてしまうということにもなりかねませんので、そういうところにもしっかりと目を配つていただきたい。

さらに、そういつた情報を探つかりこれまでインターネットで適時に開示をしていただきたいと、そういうことをお願いしたいと思いますし、さらには、その企業が当然成長していかなければならぬし、それをみんな望んでいるわけですから、資金受け入れ後の経営状況についてもインターネットでしつかり投資者に、投資家に情報が行き渡るような、そういうことも是非考えていただきたいと思いますが、麻生大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは基本的に、尾立先生、金をこれは貸しているんじやなくて、投資するわけですから、金を投資した以上はその会社が黒字にならない金は返つできません。貸してあ

る間は、別に借金の回収ですから、金利が入つてくればそこそこというのであって、会社は赤字でも別にきちっと金は返つてきますけれども、投資等々は今おつしやつたとおりなんですか。

こうはきちんとして、大事にしていかなきゃいけないと思つておりますので、十分な情報というものが得るというのは、これは極めて重要であろうと思つております。

今回のあれにおきましても、ウエブサイト等々を通じまして投資者に対して情報提供を義務付けられることといたしておりますので、今後、関係法令等々、求められておられるものはいろいろあるかと思いますけれども、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 金融庁の担当の方ともこの点をいろいろ私も事前にディスカッションさせていただきましたけれども、これがまた詐欺の舞台には使われないよう、そういう細心の注意を持つてやつていただきないと、我々も法律を認めた責任がありますので、おまえらがこんなな作つたからだと言わわれかねませんので、しっかりとそこはやつていただきたいと思います。

このように、金融商品というのは資産の運用に関する、もうなくてはならないし、うまく使えばすばらしいものだと思いますが、一方でリスクもあります。毒にもなるということですので、そういった観点から、三年前ですか、もう、A.I.J.といふ大きな大きな詐欺事件がありました。あのことに絡んで様々な国会でも議論があり、そして政府の対応もあつて、今企業年金については改革の方向に進んでいくつておるんですが、その点についてちょっとと厚労省と議論をさせていただきたいと思います。

まず、厚生年金基金の改革の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

今、基金の総数は五百三十四と聞いておりますが、そのうち百二十四基金が代行割れしている。

資料の一を見ていただきたいんですが、代行割れ

部分のことを指します。そして、その基金のうち、解散の方向を決めた基金は百九十五基金あります。したがつて、まだ方向性を決めていない基金が三百以上あります。これは今年四月一日から施行されておりますので、五年掛けて多くの基金がこれからどうすべきかということを検討していくとは思うんですけど、問題になるのがこの代行割れの部分です。

この代行割れの部分は、基金が責任を持つてしっかり国に返していただきなきゃいけないことがなつてゐるわけなんですけれども、負担が重いということで、今回、特例で最長三十年掛けて基金が分割納付するということが認められております。しかしながら、三十年ですからなかなか先は見通せないというのも一方にはございます。そう

いう意味で、結果として、この三十年分割して納付されない部分があつた場合にどうなるのか、納付されない部分が出てくるんではないかという懸念もありますが、その点についてお答えください。

○政府参考人(藤井康弘君) お答え申し上げま

す。

厚生年金基金のいわゆる代行割れ問題を放置いたしましたことは、厚生年金被保険者のリスクを高めてまいるというようなことになるものですから、昨年国会の方で御審議をいたしまして成立いたしました改正厚生年金保険法におきまして、基金及び母体企業の自己責任を原則としつつ、母体企業の経営への影響も配慮するために、基金とその事業主の一定の運営上の努力を前提としたまつして、厚生年金本体の事業主、被保険者とリスクを分かつち合うという、そういういたしました。

先生御指摘のように最長三十年まで納付期間を延長をしたものでございます。

こうした基金側の運営上の努力を前提としつつ、最終的に基金又はその事業主から納付されない額につきましては、厚生年金保険全体の負担といたします。

なるということが改正厚生年金保険法の考え方になります。

○尾立源幸君 ということは、納められなかつた部分のことを指します。そこで、その基金のうちは、解散の方向を決めた基金は百九十五基金あります。したがつて、まだ方向性を決めていない基金が三百以上あります。これは今年四月一日から施行されておりますので、五年掛けて多くの基金がこれからどうすべきかということを検討していくとは思うんですけど、問題になるのがこの代行割れの部分です。

この代行割れの部分は、基金が責任を持つてしっかり国に返していただきなきゃいけないことがなつてゐるわけなんですけれども、負担が重いということ、こういう疑問が出てきますので、しっかりと透明性を持つた運営をしてもらわないと、こつちとしては納得いかないわけですよ。だからこそ、この基金の運営に関して透明性が私が必要だと思うんですよね。なぜあなたたちの失敗したものをお々国民が負担し合わなきゃいけないのかという、こういう疑問が出てきますので、しっかりと透明性を持つた運営をしてもらわないと、こつちとしては納得いかないわけですよ。

そういう意味でお聞きしたいと思います。この基金に天下りをしている元社保庁、O.B.と言つた方がいいでしょうか、厚生省O.B.、この人たちがどのぐらい今いるのかということを改めてお聞きしたいと思いますし、また、私自身は、役員に限らず、職員、参与、顧問といった形でそういう方々が関与して報酬などをもらつていれば、こういうこともしっかりと私は情報開示すべきだと思います。保険料や、また税金がそういう方たちのために使われるということ。もちろん、それぞれにお仕事をされているんだと思います。だからこそ、しっかりと情報開示をして、その報酬に見合った仕事をちゃんとしていただきたいなど、それはみんなが監視し合つて、評価し合つて、納得すれば私はいいと思うんですよ。そういう意味で、情報公開というの私は大事だと思っております。

まず、その今の現状と今後の、役員ではないけれども報酬を何らかの形でもらつている方についての情報開示をすべきことについて、御意見をいただきたいと思います。

○大臣政務官(高島修一君) 尾立委員にお答えをいたします。

厚生年金基金の役員として再就職をしている国家公務員退職者の数でございますが、平成二十一五年五月時点は四百六十六人、平成二十四年三月時点で四百五人、平成二十五年三月時点で三百九十五人でございます。また、今ほど御質問がございました基金の職員として再就職をしている数でございますが、平成二十一年五月時点で百八十人、平成二十四年三月時点で三百十六人と承知をいたしております。

また、基金の役員選任に当たりましては、透明性を確保することが重要であることから、改選等を迎えた際には公募を行うように指導いたしておりまして、平成二十四年度の実績につきまして昨年八月に公表いたしましたところでございます。なお、直近の平成二十五年度分の再就職の状況につきましては調査を行いまして、公募の実施状況と併せて本年夏を目途に公表してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 まだまだ相当な数の方が働いていらっしゃる。働くことはもちろん、先ほども言いましたように、悪いわけじゃないんですよ。しっかりと報酬と仕事の中身のバランスが取れているのかということが、みんなで評価できるようになります。

今お話しになつた中に、顧問なんというのは実数として入っていますか。先ほどは役員と職員とおつしやいましたが、顧問というのはこの中に入っていますでしょうか。

○政府参考人(藤井康弘君) 大変恐縮でございますが、そういつた顧問ですか、そういうタイトルに応じたような調査にはなつてございませんので、今回改めて調査をする分につきましてはその辺りもきつちりと調査をしてまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 これはちょっと私が聞いた話ですけれども、A-IJの問題で責任を取つた理事長が、顧問に横滑りといふか、何というのかな、ボジションを変えて、しかしながら引き続き相当の報酬をもらひながらそこに居座つているというよ

うな事例も聞いておりますので、しっかりと調査をしていただきたいと。(発言する者あり)伊達先生にもいろいろ御指摘いただいておりますようになります。それともう一点、これは残念な話ですけれども、過去五年間、この基金の中に逮捕された人たちがいます。事前にお聞きしますと五年間で七名、これ常務理事だとか理事長を含めて事務長とか、いろいろポジションはいるんですけども、七名も逮捕されています。これは贈収賄ですよね。

その中で、まさか公務員OBはいないと思うんですね。

○大臣政務官(高鳥修一君) お答えをいたします。

厚生年金基金の受給者数ということで申し上げます。平成二十四年度末時点で二百九十九万人となつております。また、厚生年金基金は、基金の受給者につきまして基金の加入期間しか管理しておりますが、制度の加入期間を把握していないということから、厚生年金基金の受給者数のうち公的年金制度の被保険者期間が二十五年未満の者の数については把握をいたしておりませんが、年金解散に伴い無年金となるケースは、制度的な対応を踏まえますと極めて例外的と認識をいたしております。

具体的には、代行割れしてた基金が解散した場合であつても、無年金者への対応をいたしまして、平成二十四年十月の年金確保支援法施行に伴う国民年金保険料の納付可能期間を十年へ延長することによりまして、追納すれば受給資格期間を満たし得ること、平成二十七年十月の消費税引上げと合わせまして年金機能強化法施行に伴う受給資格期間を二十年への短縮によりまして、公的年金を受給していない高齢者につきましても、受給資格期間を十年以上有する場合には公的年金を受給することができるなどの措置を講じているところでございます。

○大臣政務官(高鳥修一君) お答えをいたしました。

御指摘の事項の把握というのは、各厚生年金基

金では完結をしてないので、把握の方法が大きな課題でございます。

あわせまして、解散を控えた基金の事務面や費

用面の負担につきまして配慮が必要と考えられる

ません」と書いてありますので、二十五年未満でもらつてある方々も、基金が解散した場合は、この考え方になるということで、もらえなくなる可能性が、可能性というか、もらえなくなる可能性ですね。まず、そのもらえなくなることの確認と、人数が、そのもらえなくなる方がどのくらいいるのか教えていただきたいと思いま

す。

○尾立源幸君 まあ影響はないんだよというよう

に、しつかり調査するようにしてください。

それともう一点、これは残念な話ですけれども、過去五年間、この基金の中に逮捕された人たちがいます。事前にお聞きしますと五年間で七名、これ常務理事だとか理事長を含めて事務長とか、いろいろポジションはいるんですけども、七年も逮捕されています。これは贈収賄ですよ。

ね。

○大臣政務官(高鳥修一君) お答えをいたしました。

ことから、慎重な検討が必要であると認識いたしております。

○尾立源幸君 いや、政務官、もしあなたの有権者の中にこういうことを聞かれる人がいたらどうするんですか。分かりませんと言ふんですか。調べてくださいよ。審議官の方がいいのかな、どうぞ。

○政府参考人(藤井康弘君) 先生、先ほど政務官がお答えいたしましたように、かなり制度としての対応をこれまで行つてきました。

実際、若干繰り返しになりますけれども、二十四年の十月に施行されました年金確保支援法によりまして、国民年金の十年の後納と申しますが追納の仕組みも設けておりますし、また二十七年十月からは受給資格期間を十年へ短縮するような、そういう仕組みにもなつてございます。

その一方で、これも政務官申し上げたおりでございますが、その御指摘の事項の把握につきましては、それぞれの厚生年金基金で完結できるようデータではございませんので、なかなか把握がいろいろ事務面、費用面の負担をしておる状況でございますので、そちらにも配慮が必要ではないかと考えております。

○尾立源幸君 やや、政務官と話をさせていただきます。

この厚生年金基金で、自分のところの加入者で二十五年末満で今年金をもらつておる方というのが、把握するのそんなに難しいと思ひます、それぞの基金で。いかがですか。ほとんどこれはもう、今の時代ですから、コンピューターで管理されているわけですね。台帳を一枚一枚めくるわけじゃない。そして、この人たちが救われない可能性もある。そうしたら、例えば、政治的にこれから考えなきやいけないのは、激変緩和だとか経過措置とか、そういうことが必要になるかもしない。お年寄りにとって一万、二万、三万、これも分からない、その中でどういう影響が出てく

るのかということをしっかりと把握すべきじゃないでしょうか。

○大臣政務官(高島修一君) 御指摘の点は非常に重要だというふうに考えておりますけれども、縁り返して申し上げておりますように、それぞれの基金ではそれぞのことは把握をしているわけでありますけれども、それをなかなか、どのようにして合算をしていくということがやはり非常に難しい問題があるのではないかなどというふうに考えております。

○尾立源幸君 あなたたちは基金から年金をもらっている人の数、二百九十九万人つて分かつているんでしょう。それと同じじゃないんですね。何で合算するの難しいんですか。それぞれの基金で分かつていれば、ただ足すだけでしょう。五百何ぼでしたかね、三十四の基金を。

○政府参考人(藤井康弘君) その加える、合算すると申しましても、それぞれの方のライフヒストリーをイメージをいたしますと、例えば厚生年金基金のある事業所に雇用されている期間もあれば、そうでない、単なる厚生年金基金のない厚生年金の事業所に雇用されている期間もございます。また他の厚生年金基金のある事業所に雇用されている場合もござりますし、更に申し上げれば、自営業者として国民年金の被保険者だった場合もあるわけございます。そういった全体の被保険者期間を合算する必要があるということです。

○委員長(塚田一郎君) 速記を止めください。
〔速記中止〕
○委員長(塚田一郎君) 速記を起こしてください。
〔速記中止〕
○大臣政務官(高島修一君) 御指摘の点を踏まえまして、省内へ持ち帰つてしっかり検討したいと思います。

○尾立源幸君 やりますといふことですね。

○大臣政務官(高島修一君) よく検討させていただくということでございます。

○尾立源幸君 やつてもらわないと、またここに来ていただきてこのやり取りをすることになると思ひます。しっかりとやつてください。厚労省の責任ですよ。これ。だつて、代行部分を認めてきたあなたたちの元々の責任なんですから、しっかりとそこは最後までけつを持つてください。お願ひします。

質問の趣旨と御回答がうまくかみ合わないようですので、もう一度答弁をお願いします。

○政府参考人(藤井康弘君) 合算と申しますのが、その当該基金の加入期間につきましてはもちろん当該基金が把握しておりますのですが、それだけではございませんで、他の厚生年金基金に加入している期間ですか、あるいは自営業者として国民年金の被保険者になつておる期間ですか、そういう期間を全て合算しないと二十五年が満たされているかどうかというのが把握できないということです。

○大臣政務官(高島修一君) 御指摘の点は非常に重要な件だと思っておりますけれども、誰に聞いても御存じないで多分A-I-Jという名前なんだと思いまます。

○尾立源幸君 改めて、国の法律、都合でこういふ特例解散を認めて、基金がこれを選択するわけですよ。今までもらえていた人が突然もらえない可能性があるわけですよ。その影響額や人數が分からぬといふことに対して、我々は責任を持たなくていいんですかといふことなので、しっかりと把握をしていただきたいと思いますし、しなきやいけないと思う。そのことを答えてください。

○委員長(塚田一郎君) 速記を止めください。

○大臣政務官(高島修一君) 速記を起こしてください。

○尾立源幸君 やりますといふことですね。

○大臣政務官(高島修一君) よく検討させていただくということでございます。

○尾立源幸君 やつてもらわないと、またここに来ていただきてこのやり取りをすることになると思ひます。しっかりとやつてください。厚労省の責任ですよ。これ。だつて、代行部分を認めてきたあなたたちの元々の責任なんですから、しっかりとそこは最後までけつを持つてください。お願ひします。

では次に、麻生大臣を中心に議論をさせていただきたいたいと思います。

○大臣政務官(高島修一君) 一者調査を行い、その後、二次調査等を行つたところではありますが、これらの調査の進捗及び現時点での状況はどうなつたのか、概要を報告お願ひいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) A-I-J、これは何の略だかよく知りませんけれども、誰に聞いても御存じないで多分A-I-Jという名前なんだと思いまます。

○尾立源幸君 改めて、国の法律、都合でこういふ特例解散を認めて、基金がこれを選択するわけですね。今までもらえていた人が突然もらえない可能性があるわけですよ。その影響額や人數が分からぬといふことに対して、我々は責任を持たなくていいんですかといふことなので、しっかりと把握をしていただきたいと思いますし、しなきやいけないと思う。そのことを答えてください。

○大臣政務官(高島修一君) その結果、A-I-J調査に対する一者調査というのをやらせていただいております。まずは全ての投資・任業者を対象とした一次調査を行つて、その内容を平成二十四年の四月に公表を既にいたしております。その後、様々な観点から絞り込んだ投資・任業者を対象とした第二次調査を実施しております。二十四年の九月にそれまでに把握した内容を公表したところであります。一者調査では、現在もこれは継続中であります。これまでに一者調査を受けて五社に対し既に行政処分を行つているという途上経過であります。

○尾立源幸君 分かりました。今後も引き続きしっかりと調査を継続していただきたいと思います。

○大臣政務官(高島修一君) それでは、資料三枚目になりますが、二〇一三年七月に業務改善命令を金融庁が発出したプラザアセットマネジメント社の資産消失問題について少し説明をさせていただきたいと思ひます。

これはどういう問題かといふと、これまで国内の年金基金などがこのプラザを通じてアメリカのライフセーテルメント、生命保険取引ファンドに投資をしておつたんですけども、その純資産額がゼロになつてゐる問題です。消えてなくなつちゃつたということですね。簡単に言うと、投資先の海外ファンドに対して、詐欺的行為で被害を受けたとして、米国では民事訴訟が起こされたり、一部社長が逮捕されたりしているとも聞いております。

また、この「ラサーセット社」というのは、
フェセルトルメントファンド以外にも未公開株や弁護士報酬債権などを対象としたファンドを提供してお
り、これらをじやんじやん売つてはいるわけなんですが、これらの時価評価も、純資産価額も危
ないんじゃないとか、こんな疑問も出ておる事案でございます。

このプラザアセツトに金融庁は調査に入り、業務改善命令を七月に出したわけですけれども、この左の下の方に書いてありますね、一三年七月と。この概要について教えていただきたいと思います。

○大臣政務官(福岡資麿君) プラザアセットマネジメント社に対しまして、証券取引等監視委員会の検査におきまして法令違反が認められましたところから、同委員会の勧告、二十五年六月二十五日を受けまして、二十五年七月二日に金融庁としても業務改善命令を行つておるところでございま

同社に対しましての業務改善命令におきましては、責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、これらを着実に実現するための業務運営方針の見直し、再発防止策の策定、責任の所在の明確化、本件の顧客説明、顧客への対応など投資者保護のために適切な措置を講じること等を明示させていただいております。

○尾立源幸君 それでは、この図を基にちょっと議論をしたいんですけれども、金融庁としては、このプラザ社のライフルメントへの投資は幾らあつたと把握しているのか。これは、私の資料によりますと、①のライフルード社と②のトランセム・キャピタル社、それぞれ時点が書いてありますが、一二年一月末で二百二億、一三年一月末で七十九億というふうに私は承知しておるんですけど、それども、金融庁は時点と金額をどのように把握しているのか御説明ください。

◎大臣政務官(福岡貞磨君)　ハラサウゼントマネジメントによれば、同社が設定した国内投資信託のうち、ライフトレード社が運用するファンドへ

投資を行つてゐるもの純資産総額は、一十五年

投資を行つてゐるものの中純資産総額は、二十五年三月末時点で二百八億円であつたというふうに聞いております。しかし、その後のプラザアセントマネジメントは、二十五年八月に当該ファンドの評価を下げ、以降は基準価額をゼロ円として投資

家に通知していると聞いております。
○尾立源幸君 ライフトレード社経由の残高が平成二十五年三月で二百八億ですよね。トラン・

キヤピタル経由の方はどうですか。あなた方は二つに対して業務改善命令を出しているんですよ。

○政府参考人(細溝清史君) トランセンファンドに

対しましても、二十五年三月末時点で八十一億、二十五年十二月時点ではゼロ円というふうに報告を受けております。

○尾立源幸君 二十五年というのは二〇一二年ですよね。

社の運用額というのをお聞きしたいと思います。投資額及び投資基金数は幾つでしょうか。また、その時点も教えてください。

○政府参考人(藤井康弘君) お尋ねのプラザアセット社に対する投資でございますが、厚生年金基金から厚生労働省に提出されております資産運

用業務報告書によりますと、平成二十四年度末時点でプラザアセット社に投資をしていた基金数は二十基金、評価額は約二百億円となつてございま

○尾立源幸君 そうすると、金融庁は、二〇一三一年七月というと平成二十五年七月ということです

よね、この業務改善命令を出した時点では、先ほど、残高の把握を二百八億、二十五年三月、二〇一三年の三月でもう一つの方が八十一億というふ

うに把握していく、一三年七月の業務改善命令を出した時点でもこのような認識をしておったということなんですかね。

○政府参考人(細溝清史君) 平成二十五年六月二十五日に証券監視委員会から勧告を受けておりましたが、その中で法令違反の指摘がございます。

の投資信託においても解約受付の停止が行われる状態になつてゐるにもかかわらず、同投資信託への投資を前提とした投資一任契約を締結、販売しているといふことで、投資家に対して重要な事実を説明していなかつたということを認定しております。つまり、投資額自体がかなり毀損し出してゐるということを投資家に対して説明していないといふことをもつて法令違反ということで処分をしたわけでござります。

○尾立源幸君 そうすると、一三年の八月末にはファンドの残高ゼロと例えばこのライフルトレード・社経由のものはなつてゐるんですけども、七月に業務改善命令を出して、八月にゼロになつてゐるということは、残高については別に確認をしたわけではないということなんでしょうか。ここに投資をしている基金からすると、もつと早く言つてよど、早く調査に入つて早く言ってくださいよという思いがあるわけですよ。この点についてはどうなんですか。業務改善命令を出した翌月にゼロになつたということは、それまでゼロであることを知らなかつたということでしょうか。ほぼ限りなくゼロに近いんでしようけれども。

○政府参考人(細溝清史君) 検査時点は二十五年の六月以前でござりますので、その時点で確定した数字を把握しているわけではございませんが、検査を受けて業務改善命令を出しまして、その報告をいただいているその時点におきましてゼロ円になつておるということで報告を受けております。

○尾立源幸君 ちょっとどちらが何を感じなんですね。七月に業務改善命令出しておきながら、翌月には残高がゼロと。はつきり言つて、残高の確認はしていないんでしよう、検査で。どうなんですか。

○政府参考人(細溝清史君) 投資ファンドの時価でございまして、その時価を確認するというのはなかなか難しうございます。私どもも、同社から時価をきちんと評価して報告せよということでお報告してもらつております。そういう意味で、

二十五年三月の報告時点では二百億でございましたが、二十五年の八月の時点ではゼロ円になつたという報告を受けておるということになります。

○尾立源幸君 いや、これA-I-Jのときもそうだったんですけれども、残高の偽装が行われていなかったわけですよ。今回も、偽装かどうかは分からぬにして、ほぼ残高がゼロになりつつある中で、検査をしてもそのことが確認できないということで、検査体制の在り方と、時期についてはどうなんですか。

大臣、どう思われます。要は、検査しても、検査し切れないものを検査したと言つて業務改善命令を出しているとしか私は思えないんです。それなら最初から残高確認はできないと。実際、このファンンドはどこにあるんですか。まず局長から。

○政府参考人(細溝清史君) このファンンドは、外国にあるファンンドに対して国内の投資信託を経由して投資をするというスキームでございます。

○尾立源幸君 それはA-I-Jのときも同じであります。だから、こういう確認のできないものを国内で、ノンブロと呼ばれるような厚生年金基金、ほとんどがそうだったと思いますが、こういう方たちに販売してもいいんでしょうか。厚生労働省、どうですか、こういうものは買っていいんですね。

○政府参考人(藤井康弘君) 基金の資産運用につきましては、先生御案内のように、かつては資産配分の基準を一律に法令で定めておつた時期もございましたが、その後、金融規制緩和の流れですとか、あるいは経済界からの要望を受けまして、これは平成九年でございましたが、こうした規制は撤廃をされておりまして、基本的に保険者たる基金が自己責任の下で自主的に運用を行うことが原則となつております。

これに伴いまして厚生労働省といいたしましては、運用的具体的な内容につきましては、各基金の判断を尊重しつつも、資産運用の基本的な事項

に関するガイドラインによりまして、特定の運用方法に集中しないといった分散投資の原則でござりますとか、あるいは基金の理事等の役割などを示してきたところでございます。さらに、A-I-J 事件後の平成二十四年の九月にはガイドラインを改正をいたしまして、外部監査等の監査の状況を運用受託機関選定の際の評価基準とすることなどを新たに盛り込んだところでございます。

ただ、やはり基金における資産運用は、これは保険者である基金の中核たる業務でございますので、基金の運営主体でございます労使等で十分に御議論をいただいて、基金にふさわしい運用を決めていただきするのが本来の姿ではないかと考えてございます。

○尾立源幸君 今の答弁を聞いていただく中で、麻生大臣、先ほどもちよつとお聞きした点なんですが、それともそもそもこの海外にあるファンドの残高というのはこれ確認しようがないんですね。検査でも。

皆さん方の検査も一生懸命やつていただいていると思いますけれども、まさかタックスヘイブンまで行つて確認するとか、それをまた預かつている銀行に残高証明を取るとか、そんなことできないんじょう。できるんですけど、やろうと思えば。多分できなんだと思います。今、能力、人員の面からしても、また法律的な面からしても、大臣、今までの議論をお聞きしてどうですかね。

○政府参考人(細溝清史君) まず事実関係を申し上げますと、国外におきまして私どもは権力行使はできませんので、国外に対してもいつ直接検査をするということはできません。ただ、外国当局といいろいろな協定を結んでおりまして、外局に協力を求めて当該国における口座確認でありますとか、そういうことを求めることは当然必要に応じて行つておるところでございます。

○尾立源幸君 そういう事務方のお答えなんですが、大臣、どう思われます、こういう商品が堂々と販売されていて、詐欺行為に使われているという実態。

○國務大臣(麻生太郎君) 金融商品取引法の中に
おいて、これは多様な商品にアクセスができると
いういわゆる投資家のニーズに対する充足とか、
またいわゆる利便性の確保という点と、もう一点
は適切な投資家の保護というもののバランスを図
る観点から、特定投資家、いわゆるプロと称され
る人たちと、年金基金などを含みます一般投資
家、アマといふものとの区別を設けました上で、
一般投資家、いわゆるアマの部分の保護を図る
様々な規制がいろいろ設けられておりますのはも
う御存じのとおりです。

具体的には、適合性の原則、また金商業者は一
般投資家に対して、いわゆる知識とか認識とか財
産の状況とか契約とか、いろいろ目的に照らして
不適当と認められる勧誘を行ってはならないとい
うことになりますのは御存じのとおりで
す。ただ、一定の顧客に対する取引を一律に禁止
する、これ外国も含みまして禁止するということ
につきましては、投資家のいわゆるニーズの充足
や利便性というものの確保という点と、いわゆる
先ほども申し上げました投資家の保護という点と
の間のバランスを図るという観点から、なかなか
慎重なところでもあって、これをぼんぼん規制し
ていきますと、金融庁はこれは全くこういうもの
を育成する気がないということになる。

これは物すごくなかなか難しいところなんだけど
思いますが、特に外国からの部分がこういうふう
に入つてまいりますと、これは外国に対して介入
する、度々、これたくさんありますのでそういう
たものに介入していくというのは、これは双方で
お互いにいろいろな意味で連絡を密にするなり、
いろいろな表現はあるでしょうけど、当方の部分
で向こうで逮捕された例もないわけじゃない、結構
ありますけれども、そういうふたよなものを含
めて、きちんと連絡を密にしながら今後ともやっ
ていかなきやいかぬと思いますけれども。

○尾立源幸君 全て一律に規制するというのは難
しいとは思います。だからこそ、私は、厚生労働
省、しつかりプロ、ノンプロというのを区分をし

て、責任を持つた運用ができるようにしていただけます。かなきやいけないと思つています。さつき言つたようにこんな逮捕者が出てゐるんですよ。こういう目先の利益を得んがために受給者を犠牲にするようなやからがいる。そんな中で、あなたたちしつかり監督していただきたいと思います。

そこで、一つ参考になるのがERISA法です。これは、アメリカの年金受給者制度に加入している従業員の受給権を保護することを最大の目的とした法律ですけれども、五つから成つております。一つは、加入員や行政サイドに対する情報開示、二つ目が、制度への加入資格や受給権付与の最低基準、三番目が、年金資産の最低積立基準の設定、四が、制度の管理・運営者の受託者責任（五番目が、制度終了保険）。こんなことが規定されています。一つは、加入員や行政サイドに対する情報開示、二つ目が、制度への加入資格や受給権付与の最低基準、三番目が、年金資産の最低積立基準の設定、四が、制度の管理・運営者の受託者責任（五番目が、制度終了保険）。これらは、投資先と顧客の両方の利益を視野に入れて責任ある行動が求められております。そういう意味で、年金基金さらには運用機関等、しっかりと加入者利益を守るために行動が私は必要なんじやないかと思います。そのためにも日本版ERISA法が必要だと思ひますが、厚生労働省、いかがですか。政務官。

いたので、しっかりとやっていたいだきたいたいと思います。最後に、自主規制機関の話もさせていただきたいと思います。今回もこの金商法の中にその趣旨が入っておりますけれども、これ最後のページ、資料見ていただきたいんですけど、様々な金融商品に関する自主規制機関の一覧を付けさせていたるであります。プラザアセツトというのは投資顧問業協会というところに加入をしていましたけれども、やはりこののような問題を起こしております。

一方、冒頭に触れたクラウドファンディングについて、今回、二種金融商品取引業に該当することになると想いますが、この表の中で言えば三つ目ですね、第二種金融商品取引業協会の加入率を見ると、何と一・四%しかない。非常に低い。ほとんど誰も入っていないというような状況なんですね。それでも、これで自主規制機関と言えるのかということもありますので、私自身は、この自主規制機関の規制内容、あるいはその会員拡充に関して、当局としても、金融庁としてもしっかりと対応していただきたいと思うんですが、その決意をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 御指摘のように、第二種金融商品取引業に係ります自主規制につきましては、第二種金融商品取引業協会が認定をしておりますけれども、自主規制の規則の制定など、業界の健全な発展とか投資者の保護に取り組んでいると承知はしております。しかし、同協会について、その加入率は今御指摘のありましたように極めて低いということになつておりますので、こういう適切な自主規制機能の発揮のためには、これは協会の加入促進というものをしっかりとやらわにいかかぬということなんだと思つております。

したがいまして、今回の金融商品取引改正法案で、同協会に加入していない金融業者には、協会規則並みの社内規則というものを整備し、その遵守体制の整備を義務付けるということにいたして

おりまして、これによつて協会への加入を促進するというようにしてまいりたいと考えております。

いすれにいたしましても、金融庁としてはこの規定を的確に運用することによってこの協会への加入率が向上して、ひいては自主規制機能といふものが適切に発揮されるようになります。いと心付ておりますて、確かに御指摘のありましたように、協会加入者三十一社、二・四%は事実、あります。

○尾立源幸君 是非、しっかりとやつていただきたいと思います。

ことをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。
早速、質問の方に入らせていただきたいと思いま
す。

私の方からは、保険業法等の一部を改正する法律案に関連いたしまして、保険募集に係る再委託の禁止ということについて、やや実務的なことも含めましてお聞きをしたいと思います。

保険業法では、保険販売の再委託というのは原則禁止をされております。しかしながら、法人の損保代理店におきましては、当局に届出を行つた使用人については保険募集に従事ができるという仕組みになつてござります。

お手元にもお配りをさせていただいてあります
図を見ていただきますと、「委託式募集人」の現
行について」というのがまさにそのことでござい
まして、保険業法第二百七十五条のところに再委
託の禁止ということがうたわれているわけでござ
います。しかしながら、右下の小さな米印のところ
にござりますように、募集人については損害保
険の場合は使用人届出する必要があると、届出を
していれば保険募集に従事できるという仕組みに
なってございます。

まして、代理店との雇用関係は使用人たる要件から削除をされてございます。つまり、直接雇用関係はなくとも委託型募集人として、いわゆるグループ代理店というような言い方もしますけれども、そういう形式で運営されてきたのが実際でございます。この図で言う赤いところにある委託型募集人というのは、全国で六万人ぐらいいるのではないかということも聞かれております。

その上で、保険代理店において従来雇用関係にあります使用人、社員に関する問題は保険事業を

ございます。これは、悉皆的な把握は非常に困難ではございますが、例えば損害保険分野で、大手損害保険会社五社にヒアリングしたところ、約一万人(べつ)の委託型募集人がおられる。まさ

生命保険分野では、主に生命保険系の代理店が加盟する保険代理店協議会に、保代協といいます
が、によりますと、その所属する主な保険代理店において約五、六千人の委託型募集人が在籍して
いると聞いておりますので、全国的に数万人程度
かというふうに推計されているのではないかと
思っております。

○西田実仁君 私がお聞きしたのは、委託型募集人の数ではなくて、课長通達にあるところの再委

話題の禁止に抵触するおそれのある者がどれくらい

あるのか、また、使用人の要件を満たさないおそれのある者がどのくらいあるのかという現状認識であります。

○政府参考人(細溝清史君) 保険会社にヒアリン

クをいたしましたら、保険会社が把握していないところで、保険代理店が委託型募集人を使用人とし

て届出して使っているというようなケースもある
というふうに聞いております。

したがいまして、現在、保険会社それから保険代理店において委託型募集人の実態把握にまず努

め、その適正化に取り組んでおるといふでござります。

○西田実仁君 この課長通達にある確認というの

は そうすると 一部の保険会社等に対して聴取を行つたと記されておりますが、代理店の団体で

はなく、いわゆる私が言うところのグループ代理店の店主あるいは委託型募集人、直接聴取を

行つたという事実があるんでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) この聴取でございま
すが、一部の保険会社のほか、保険代理店から構
成されます団体がございます。そうした団体から
の意見をお聞きしたということでございます。

○西田実仁君 つまり代協だと思いますけれど

も、それ以外に直接、いわゆるグループ代理店の
店主あるいは委託型募集人として保険募集に携
わっている方から意見を聴取したという事実はな
いんですね。

○政府参考人(細溝清史君) 保険の代理店ないし
はそういう募集人という数は膨大に上りますの
で、そうした方々がいろんな団体をつくっておら
れますので、その団体を通じて意見を聴取したと
いうことでございます。

○西田実仁君 実際、私のところへ、もちろん代
協の団体の皆さんとも意見交換していますが、同
時に、それぞれの地域で代理店をやつていらっ
しゃるグループ代理店の店主の方や、あるいは委
託型募集人の方から、必ずしもその団体の意見と
は異なる、そうした意見も寄せられてきておりま
して、本来、こうしたこれまで政府が平成十二年
から認めてきた制度で行つてきた委託型募集人を
廃止をして来年の三月までには新しい形態に移ら
なければならぬといふ、その携わっている方か
らすれば大変大きな変化でありまして、それが一
体どういう影響を与えるのかということをきちんと
意見も聴取をすべきではないかというふうに思
います。

そこで、重ねてお聞きしますけれども、金融審
議会の報告書において指摘をされております代理
店による委託募集人に対する教育、指導、管理が
適切に行われずに、対顧客との間でどのようなト
ラブルがあつたという報告があるんでしようか、
事実関係をお聞きします。

○政府参考人(細溝清史君) 委託型募集人に限定
したトラブル事例といふものは把握しているわけ
ではありませんが、といいますのも、この保険
募集人の登録届出の際に代理店と使用人の間にお

ける契約形態まで示すことは求めておりません。

したがいまして、その募集人が委託型なのかどう
なかかということは、実は届出では分からぬ。
したがいまして、不祥事件届出がありまして、そ
の方が、募集人が委託型なのかどうかというこ
とが特定できないということになつております。

ただ、保険代理店及び募集人に対する不祥事
件、これは年間三千件から四千件発生しております
。例えば、保険料の流用あるいは費消重要事
項の不説明、不告知の教唆などが代表的な事例と
して報告は受けております。

○西田実仁君 今局長がおっしゃつたことと委託
型募集人制度との関係は特にないということによ
ろしいんでしようか。

○政府参考人(細溝清史君) 委託型募集人である
から起こつたということではなくて、募集人一般
に対してもう一つの問題が起こつておるということによ
りでございます。

○西田実仁君 今お話をありましたように、この
委託型募集人制度について、対顧客との間でどの
ようなトラブルがあつたのかということは如何確
認をされていないという、今局長の説明がござい
ました。しかし、それだけ大きな変化をさせてい
く背景として、この委託型募集人という背景をも
う一度確認したいと思います。

ば、その監督体制を強化するという別の規制強化
のやり方もあるたのではないかというふうに思
いますが、大臣はどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 西田先生、これは前提
条件として、いわゆる保険業者に係る再委託につ
いては保険契約者などの保護の観点から原則禁止
されています。加えて、保険募集の再委託が行われた場合
には、これは保険募集人というものに対する保険
会社や保険代理店によります教育とか管理とか指
導とかいうのが十分に行われていないおそれがあ
るということから、今般、委託型の募集人とい
うものの適正化を行つことにしたものであります。

したがいまして、今後、適正化というものがさ
らに図られていくつて、保険会社によります募集
主体に対していわゆる指導とか教育とか管理とか
いうものが図られることによりまして、保険契
約者側のいわゆる保護というものが図られるとい
うことになるのではないかというように考えてお
ります。

○西田実仁君 この課長通達で来年三月までに措
置することが求められておりまして、現在の委託
型募集人制度に代わりまして新たな募集体制とい
うことがしかねばならないということになりました。

る緑の保険代理店、新たに独立した保険代理店に
対して管理等を行うと、こういう三者間のスキーマ、そ
こに保険会社が絡むという、そういう新し
い募集体制の提案をされております。

アがあれば是非寄せいただきたいといふうに
通達には出ておりますけれども、この三つのスキ
ームを始めといいたしました新たな募集体制とい
うのは、何か激緩和措置という暫定的な措置と
して提案をされているのか、それとも恒久的な措
置としてこのスキームにのつとつて新たな募集集
体をやればいいのか、これをお聞きしたいと思
います。

されると、これは最初に申し上げたとおりで
、ここが一番御留意いただきたいところであり
ます。加えて、保険募集の再委託が行われた場合
には、これは保険募集人というものに対する保険
会社や保険代理店によります教育とか管理とか指
導とかいうのが十分に行われていないおそれがあ
るということから、今般、委託型の募集人とい
うものの適正化を行つことにしたものであります。

したがいまして、今後、適正化というものがさ
らに図られていくつて、保険会社によります募集
主体に対していわゆる指導とか教育とか管理とか
いうものが図られることによりまして、保険契
約者側のいわゆる保護というものが図られるとい
うことになるのではないかというように考えてお
ります。

○西田実仁君 この課長通達で来年三月までに措
置することが求められておりまして、現在の委託
型募集人制度に代わりまして新たな募集体制とい
うことがしかねばならないということになりました。

いう形式で保険募集をしていたという背景が多い
わけあります。

したがつて、その独り立ちもできなかつた委託型募集人が保険代理店として独立をして新たに保険会社との間で、保険会社がそもそもこういう代理店と契約を結ぶだらうかという現実的なことを

考えなければなりません。絵に描いた餅というふうになつてしまえばいけないわけでございまして、さらに、仮に契約を結んだとしても、その手数料等については相当削られていくんではないか。元々独立できない人だから独立させようというスキームになつてているわけでありますので、そこで保険会社も絡めて三者でやるといふことですから、そこは何らかの配慮というものが保険会社との間で結ばれるというふうに考えてよろしいんでしようか。

の適正化というものに関する問題では、これは従来の委託型募集人や、また個人代理店とか法人の代理店とかいろいろな方法がありますが、保険会社と従来委託していた保険代理店の間で三者間の契約を結ぶスキーム、形というもののなどが可能であると考えられております。事実そうなるだろうと思ひますが、このうちいわゆる三者間の契約スキームといふものは、実務上はこれは現状と大きく変わるわけではありませんので、実態に即したものではないかというように考えております。

したがいまして、いずれにいたしましても、どこの方法を取るかということにつきましては、これは実態に即した対応がなされるということが必要でありまして、現在のこの保険会社や保険代理店におきましても、いろいろな移行に向かつて、適正とか円滑とかいうような形で、取り組んでおられるところだ、まだ途中だというように承知をいたしております。

○政府参考人(細溝清史君) 保険業法上、保険会社は、代理店による募集に当たりまして、保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負うとされております。それで、代理店が保険契約者に与えた損害は、保険会社が責任を負うものとなつております。

一方、この親代理店と子代理店、それから保険会社、この三者間の契約、これは民民の契約でございまして、その内容もいろいろあるかと思ひます。例えば、募集行為に係る連帯責任が親子間でどのように発生するのかしないのか、親代理店から子代理店への教育、管理、指導というのが実際にどの程度のものがされることになるのかといつたことによつて親代理店の責任の範囲も変わつてくるというふうに考えております。

そういうふた意味で、契約当事者間において責任の明確化が図られることが必要でございまして、現在、損害保険協会におきまして、この三者契約における親子の役割分担あるいはその責任の在りかなどについてはこの親子の関係で今まで多少型募集人であつた人を独立させるわけにもいかないという声もあります。この点、いかがでしようか。

すので、そういうった関係業者からの相談というものがあれば、これはもう当然のこととして真摯に対応してまいりたいということであつて、円滑な移行というものに対して私どもとしては支援をしてまいりたい、そのように考えております。

○西田実仁君 是非丁寧な対応をいただきたいと思いますが、親子代理店において、この図でいうところの茶色の受皿代理店と保険代理店を私は親子代理店という言い方をしておりますが、この際、この受皿代理店が保険代理店に対しまして営業推進や比較推奨販売に係る指導、教育、管理を

方について整理を開始していると聞いておりました。
○西田実仁君 是非そこは監督をする金融庁とし
てもよく見ていただきて、また御指導もいただけ
ればというふうに思います。
この委託型募集人が、保険代理店、緑の方に独
立することができず廃業をしてしまうケースも恐
らく多いと思います。もちろん直接受雇される
ケースもありますけれども、それは余り多くはない
んじゃないかというふうに一般的には思われま

○西田実仁君 終わります。
○中山恭子君 日本維新の会・結いの党の中山恭子でございます。
今日、金商法等の問題につきましてお伺いする前に、麻生大臣に幾つか御質問したいと思つております。
先日の委員会でも話題になつておりましたが、四月二十四日、財政金融委員会で赤鷗地蔵通り商店街を視察いたしました。十六年ぶりの消費税引上げについて商店の方々や買物中の特に女性の方々のお話を伺いました。

そうすると、この委託型募集人が廃業して受皿代理店に顧客を紹介するという紹介型サービスと、いうことも起きる可能性はあると思います。つまり、保険の募集はいたしませんけれども顧客を紹介をする、そして受皿代理店から紹介料をいただく、という形になります。

ます、商店経営の方々はいろいろと工夫しながら対応している様子を見ることができました。例えば、あるお店では百十円の商品について百二十円の値札を付けた、また、ある商品については百十円のまま据え置いて商売をしているというお話をうなづいています。

そういう形でなければいをしていくところの方を
出でるかもしません。その場合に、この紹介
型として認められる範囲ということとも明確にして
いただかないと、思わぬところで法に抵触をする
ということにもなりかねません。この点について

話がありました。またあるお店では外税を導入して、百五円で売っていたものを百円の値札を付けて百八円、百円の代金をいたぐるときにプラス八円ですということで品物を売っているお店もありました。

○政府参考人(細溝清史君) 確認をしたいと思います。
保険の募集に当たりまして、例えば代理といいますのは、これは保険会社に代わつて契約を結ぶ、媒介というのは保険契約の成立に尽力する行為でござります。そ

この外税の場合には、支払のときに、あら、そういうのといった少し戸惑った様子が見えますといふ商店の、お店の方のお話がありました。政府が外税と決めてくれればやりやすいんだけどというようなことでございましたが、麻生大臣、こう

いつたこと、典型的には保険契約の締結の勧説を目的とした内容説明でありますとか、保険契約の申込みの受領等の業務を行うといったことが典型的な募集行為だと思っております。これにつきましては当然登録が必要になります。

いつた動きについて、愛知先生どうぞ、どのようにお考えか、じゃ、お答えいただければ。
○副大臣(愛知治郎君) お答えさせていただきま
す。
消費税の企画長下義務ですが、今から二ヶ月

仮に保険募集に該当しない場合といふのはどういう場合かといいますと、例えば、募集人の指示を受けて単に商品案内のチラシを配布するといったようなこととか、事務的な連絡の受付、事務手

いうことで、これは消費者の利便性の観点から導入されたんですが、先生御指摘のとおりに、税抜き価格ではレジで請求されるまで最終的に幾ら払えばいいのか分からない、また、税抜き表示のお

統についての説明をすると、金融商品説明会における一般的な保険商品の仕組み、活用法についての説明のみを行う、個別の説明はしないといったような事柄が想定されています。

店と税込み表示のお店で価格の比較がしづらいといった問題がありまして、この総額表示義務は元々平成十六年四月から実施をされているものであります。しかしながら、今般の消費税率の引上

げに当たつては、事業者と消費者双方の視点から、消費税転嫁対策特別措置法によりまして平成二十九年三月三十一日までの間の時限的な取扱いを定めているところでございます。

まず、事業者に関してなんですが、値札貼り替えの事務負担等に配慮するという観点から、消費者に誤認されないための対策を講じていれば、これは、例えば括弧税とかプラス税という表示をしていれば税抜き表示も可能とする特例を定めているところであります。他方、消費者への配慮の観点から、その場合には事業者はできるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めるものとしておるところであります。時限的な措置でありますが、やはり消費者の皆さんに分かりやすく表示をするということであるならば原則の総額表示をするべきだというふうには考えておりますが、あくまでも時限措置ということで御理解をいただきたいと思います。

また、この制度、なかなか皆さんに御理解をいただいていないということで、周知をしなければいけないということで様々な広報を努めておるところでございます。例えば、新聞折り込み広告は三千六百万世帯にやつておりますし、新聞記事下広告、これも相当やつているところでありますし、また税務署等でリーフレットの据置き、これは二十万枚をやつしているところであります、引き続き広報にも努めてまいりたいと考えております。

○中山恭子君　おつしやるとおり、一年半というこの期間の間に一度消費税の引上げがあるということでござりますので、もちろん事業者の方にいろいろ配慮をするということは大事なことでございますが、今おつしやられたように、お年寄りや子供たちにも関係してくる税の支払方法でござりますから、是非分かりやすい形でいろいろと広報していただきたいと思つております。

私自身は、将来この税が一〇%というような形が取られる場合には、どちらかというと外税の方がはつきりしているのではないかだろうかと。ま

た、消費税の脱税という事案が非常に増加していると聞いておりますので、その辺り、更に御検討、御議論いただきたいと思つています。

また、商店街を歩きながら、女性の方々から今日は何があるのという質問がありまして、今月から消費税が上がつたから心配してみんなで様子を見にきたのと答えましたら、あら、ここは大丈夫よという非常に元気な答えが返つてしまいまして。そして、それより介護保険が高くて困つているの、年金から引かれるから年金の受取分がすごく少なくなつてしまふ、何とかならないかしらとう声があり、集まつて女性たちからも、そぞうだそうだと、何とかしてほしいと、話題が消費税から介護保険の話題に移つてしまいました。

女性たちは消費税引上げを受け入れているといふ様子がうかがえましたとともに、今私たちが抱えている問題がどこにあるかということを直感して

いるなど、女性たちは強いなど、そんな印象を受けたところでございますが、麻生大臣、こういつた動きに対して御感想をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(麻生太郎君)　これ中山先生、最初導入されたあの頃をお覚えかと思いますが、あのと

きはもう外税と内税とは真っ向対立で、ちょうど半分に割れたと思っております。内税でなければ目だという方もいらっしゃいましたし、外税でなきや。考えてみれば、ビールなんて外税でやつたら飲む人いなくなると思いますね、僕は。

半分税金ですよ。ビールなんて買うやつはいなくなると、私そのときそう言つた記憶は今もあるんですが、物によってというのはやつていくぐら

のは、今の消費傾向を見ていますとずっと今後とも、生活必需品につきましては駆け込みはほとんど、今回の場合はどの数値を見ても上がつておりません。高価なものの方が三月に上がりました。上がつて四月にどんと下がつておりますけれども、四月後半になつてほんんど元のところまで戻つてきているというのが高級品に関しても言えますから、是非分かりやすい形でいろいろと広報していただきたいと思つております。

私自身は、将来この税が一〇%というような形が取られる場合には、どちらかというと外税の方がはつきりしているのではないかだろうかと。ま

るうと思つております。

それから、巣鴨のとげぬき地蔵の話、商店街の

話ですけれども、あそこは確かにおつしやるよう

になりますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

れないで、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費税についてだけ外

税ではないかがでしようかという考え方でございま

す。

今回の、あの町が特殊だと言わればちょっと

特殊かもしれないですが、それにしましても、消費

税引上げに対しても、黒田日銀総裁の記者会見で

の、消費税増税後、反動減の影響はおおむね想定

内であるというお話をとも符合しているかと考えて

います。

ただ、一つ観点を変えますと、今回の消費税に

対して日本経済が安定した動きをしたということ

につきまして、海外からの目を考えますと、日本

にはまだ相手力があるということを知らすことの

できた動きではないかと思っております。

国際社会からは、今回の消費税引上げの動きを

見て日本の経済に対する安心感を持つたと言える

と思いますが、この点について麻生大臣、いかが

お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年の二月にG20の財

方々には織り込み済みというところもあつたんだ

とお見えになるほど、結構それ

なりの豊かな方が来ておられると、私にはそう見

えます。おばあさんの竹下通りとかいろんな表現

がありますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

ないので、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費税についてだけ外

税ではないかがでしようかという考え方でございま

す。

今回の、あの町が特殊だと言わればちょっと

特殊かもしれないですが、それにしましても、消費

税引上げに対しても、黒田日銀総裁の記者会見で

の、消費税増税後、反動減の影響はおおむね想定

内であるというお話をとも符合しているかと考えて

います。

ただ、一つ観点を変えますと、今回の消費税に

対して日本経済が安定した動きをしたということ

につきまして、海外からの目を考えますと、日本

にはまだ相手力があるということを知らすことの

できた動きではないかと思っております。

国際社会からは、今回の消費税引上げの動きを

見て日本の経済に対する安心感を持つたと言える

と思いますが、この点について麻生大臣、いかが

お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年の二月にG20の財

來ている方々というのは、わざわざ新潟からバス

でそこまでずつとお見えになるほど、結構それ

なりの豊かな方が来ておられると、私にはそう見

えます。おばあさんの竹下通りとかいろんな表現

がありますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

ないので、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費税についてだけ外

税ではないかがでしようかという考え方でございま

す。

今回の、あの町が特殊だと言わればちょっと

特殊かもしれないですが、それにしましても、消費

税引上げに対しても、黒田日銀総裁の記者会見で

の、消費税増税後、反動減の影響はおおむね想定

内であるというお話をとも符合しているかと考えて

います。

ただ、一つ観点を変えますと、今回の消費税に

対して日本経済が安定した動きをしたということ

につきまして、海外からの目を考えますと、日本

にはまだ相手力があるということを知らすことの

できた動きではないかと思っております。

国際社会からは、今回の消費税引上げの動きを

見て日本の経済に対する安心感を持つたと言える

と思いますが、この点について麻生大臣、いかが

お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年の二月にG20の財

來ている方々というのは、わざわざ新潟からバス

でそこまでずつとお見えになるほど、結構それ

なりの豊かな方が来ておられると、私にはそう見

えます。おばあさんの竹下通りとかいろんな表現

がありますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

ないので、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費税についてだけ外

税ではないかがでしようかという考え方でございま

す。

今回の、あの町が特殊だと言わればちょっと

特殊かもしれないですが、それにしましても、消費

税引上げに対しても、黒田日銀総裁の記者会見で

の、消費税増税後、反動減の影響はおおむね想定

内であるというお話をとも符合しているかと考えて

います。

ただ、一つ観点を変えますと、今回の消費税に

対して日本経済が安定した動きをしたということ

につきまして、海外からの目を考えますと、日本

にはまだ相手力があるということを知らすことの

できた動きではないかと思っております。

国際社会からは、今回の消費税引上げの動きを

見て日本の経済に対する安心感を持つたと言える

と思いますが、この点について麻生大臣、いかが

お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年の二月にG20の財

來ている方々というのは、わざわざ新潟からバス

でそこまでずつとお見えになるほど、結構それ

なりの豊かな方が来ておられると、私にはそう見

えます。おばあさんの竹下通りとかいろんな表現

がありますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

ないので、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費税についてだけ外

税ではないかがでしようかという考え方でございま

す。

今回の、あの町が特殊だと言わればちょっと

特殊かもしれないですが、それにしましても、消費

税引上げに対しても、黒田日銀総裁の記者会見で

の、消費税増税後、反動減の影響はおおむね想定

内であるというお話をとも符合しているかと考えて

います。

ただ、一つ観点を変えますと、今回の消費税に

対して日本経済が安定した動きをしたということ

につきまして、海外からの目を考えますと、日本

にはまだ相手力があるということを知らすことの

できた動きではないかと思っております。

国際社会からは、今回の消費税引上げの動きを

見て日本の経済に対する安心感を持つたと言える

と思いますが、この点について麻生大臣、いかが

お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年の二月にG20の財

來ている方々というのは、わざわざ新潟からバス

でそこまでずつとお見えになるほど、結構それ

なりの豊かな方が来ておられると、私にはそう見

えます。おばあさんの竹下通りとかいろんな表現

がありますけれども、あそこは私は正直申し上

げて、来ておられる方々の使われる金の使い方、

また買われるものの量の多さ等々を見ていて、し

ばらくいて、三時間、いやもつといましたかね、

三回ともそれぐらい座つて飽きることなく見て

ましたけれども、実際に買われるのを見ていると不

景気なんていうのはとてもあることに感じら

ないので、先生、あそこだけ見るとちよつと世

の中の景気判断、間違えると思います。

○中山恭子君　確かにあの地域は、ある意味では

豊かな女性たちが多くお買物しているということ

が言えるかもしれません、それにしましても、

あそこがもし消費税に対しても拒否反応があ

るような状態になつていたとしたら、これは大変

なことが起きていくと言えるかと思いますが、今

回はそうでもありませんでした。

また、外税というのは、消費

務大臣・中央銀行総裁会議に最初に出たんですけども、以来、これまで七、八回、この種の会議に出させていただくことになりましたが、最初は日本に対して円安に対する一方的な批判、次は財政出動に対して財政は大丈夫かという批判、それ

ベキスタンをも御訪問されたと伺っております。
ASEANプラス3では、麻生大臣が共同議長
を務められたと伺いました。今回の会議では、金融
融面での協力に関することが主な議題であったこと
のことです。また今後の取組についてお知らせいた
重要課題、また今後の取組についてお知らせいた
だきたいと思います。

我々の方法で、このとおり必ず世界にはなるから
ということをあのとき言い切つて、今日、間違い
なくG20、またADBの総会におきましても経済
成長と財政再建を両立させるということが世界の
世論ということに今なつておりますんですが、私
どもとして一番肝腎なのは、やっぱり民主党、自
民党、公明党で与野党合意の下に消費税値上げと
いうのを国会が衆参でねじれている中でやり遂げ
た。ほかの国でこれができた国はありませんか
ら。日本の場合が、アメリカやらイギリスに比べ

て俺たちの方が民主主義が成熟していると、何か反論があるなら是非聞かせてもらいたいと、俺たちの方が成熟していると、そう思つて、俺たちにはプライドがあると、そう言つていると申し上げ、事実、そのとおりに数字が上がつてきましたので、このところ全くこの種の発言は、この二回、この種の発言はありませんので、納得をして

いただいていたると思つてゐるんですか
僕は、相税力よりは、やつぱり日本の場合は、
財政出動してもそれに対しきちつと対応するた
めに税金もちゃんと上げてはいるといふ、きちんと
した財政に対する責任が日本という国は取ろうと
している姿勢が評価されて、結果として日本の國
債等々はきちんとした形の動きをしてはいるといふ
背景は、この消費税の値上げを三党で合意したあ
れが一番大きかつたと、私はそう思つております
す。
○中山恭子君 今のお話もありましたが、去る
五月三日、四日に、麻生大臣はカザフスタンで開
催されたASEANプラス3財務大臣・中央銀行
総裁会議、さらにアジア開発銀行ADB年次總
会に御出席されたと伺つております。また、ウズ

ベキスタンをも御訪問されたと伺っております。ASEANプラス3では、麻生大臣が共同議長を務められたと伺いました。今回の会議では、金融面での協力に関することが主な議題であったことでございますが、ASEANプラス3での重要課題、また今後の取組についてお知らせいたいと存じます。

○國務大臣(麻生太郎君) ASEANプラス3財務大臣・中央銀行総裁会議というものにつきましては、これは一九九九年以來だと思いますが、ずっとと日本は主導的な役割をここで果たしてきたことは間違いないと思つております。

したがいまして、どうでしよう、少なくとも短期のドル資金というものが融通がきちんとできる等々、チエンマイ・イニシアチブというのの整備というのもこのとき、九七年、九八年のあのアジア通貨危機以来これをやつておりますし、また、地域経済の監視とか分析というものをきちんとかやらなくてはいかぬというのでAMROというのを設立させていただきて、これの担当が、日本から出たのが今度これが留年しております、留年じゃ聞こえが悪いですね、留任して、これがもう一回やることになつておりますので。

そういうふた意味では、貯蓄やら投資に関して、投資に結び付けるアジアの債券市場を育成するインシアチブというので、これABMIといつてものを推進したり、もういろんなものを取組をやって、ASEAN地域におけるいわゆるインフラの不足とかそういうものをADBとかいろんな形で支援するという取組を行つてきたところであります、今回の第十七回になりますこの会議におきましては、ミャンマーと二人で共同議長と一緒に違いなく上がつてきた結果、他国もやっぱり成功の結果論でしか物を見てまいりませんので、そういったものにつきましては今後ともきちんと対応をしていかねばならぬと思っております。

〔委員長退席、理事鶴保庸介君着席〕

いずれにしても、AMROにしてもABMIにしても、やっぱり日本の経済の更なる発展に向かっては、成長が著しい今後とも発展が期待されるASEANというものの成長力というものを取り込んでいくということは極めて重要なところなのであって、この種のASEANプラス3等々、こういった会合にはいろんな意味で出て、その意味で、ASEANに入ってきた、最初の国と比べて、今、ベトナムも入ってきて、ミャンマーも入って、ラオスも入って、カンボジアも入って、いろいろな形で増えてきておりますので、そういうふた意味において、我々としては引き続きこういった地域との連携をきちんと密にして、もつて日本の国益につなげていかねばならぬものだと思つております。

今まで、御存じのように、この地域はいろいろ意欲はあるし、きちんとして治安も良くなつてしまつたし、いろいろなんですかけれども、決定的に電車が足りないとか道路が足りないとか港湾がもう使うべきでありますとか、いろんな基本的な社会インフラが欠けていますとか全然不足しておりますので、いろいろな意味で、いわゆる金をというより融資をしなうとしているので、通常融資勘定とそれから低利の融資勘定というものを一緒にして、何といふか、お金を貸しますという話を正式に枠として認めてもらつて、今まででは資本金の枠でしか認めていなかつたものを融資もということで、正式に今度から融資も対象として認めるということにしてしまつたので、今後ともこれをサポートしてまいります。

〔委員長退席、理事鶴保庸介君着席〕

いずれにしても、AMROにしてもABMIにしても、やっぱり日本の経済の更なる発展に向かっては、成長が著しい今後とも発展が期待されるASEANというものの成長力というものを取り込んでいくということは極めて重要なところなのであって、この種のASEANプラス3等々、こういった会合にはいろんな意味で出て、その意味で、ASEANに入ってきた、最初の国と比べて、今、ベトナムも入ってきて、ミャンマーも入って、ラオスも入って、カンボジアも入って、いろいろな形で増えてきておりますので、そういう意味において、我々としては引き続きこういった地域との連携をきちんと密にして、もつて日本の国益につなげていかねばならぬものだと思つております。

○中山恭子君 また、今回ADBの年次総会にも御出席と伺つておりますので、これまでADBはアジア地域の経済発展に対し非常に大きな役割を果たしてきました。

今回の年次総会では、日本はどのように対応されたのでしょうか。また、今、中国主導でアジアインフラ投資銀行が設立されることになつていてると明らかになつておりますが、こうした状況の中で日本がアジアとともに発展していく決意といふでしようか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) アジア開発銀行の総会におきまして、私どもは、総務演説というのがありますので、最初に総務演説をやらせていただいておりますが、日本としては、今後とも、インフラの整備、また防災、そして人材育成、運用できりませんので、まさに金を貸しても意味がありませんので、きちんとそれをオペレートできるだけの人材を総動員してちゃんと協力していきたいというこ

とを申し上げております。

大臣がお見えになると、いうのを皆非常に楽しみにしていました。今日この話もお伺いしたいんですけど、ちょっと時間がありますので、その後からも、麻生大臣のウズベキスタン訪問は大変有意義であったということが伝えられてきておりまして、これからも日本政府として、ウズベキスタンを中心とする中央アジアとの協力関係というものを深めていた。だけたらと考えております。

な役割、使命は、御承知のように、銀行法、信用金庫法等に規定されているとおり、信用の維持、預金者等の保護、金融の円滑化の確保を通じ、民経済の健全な発展に資する点にあります。その上で、各金融機関に期待される具体的な役割は、その規模、特性やビジネスモデルの実態に応じて異なつてゐるものと考えています。

例えば、主要行の場合には、規模が非常に大きく、我が国経済に大きな影響力を有し、国際的な

のが載る、そうすると、本当に実は起きてしまうんじやないか、どんどんどんどん貸し渋りで自分の体質ばかり目を向けてしまって、こうなると民間にどんどんどんどんお金が出ていかない。こうした再編というのは、やはり長期に促す、あるいは考えていくことだというふうに思っております。これだけグローバル化になり、あるいは地域の密着の銀行が実際は存在するんだけれども、やは
り違う視線になってしまいます。こうした問題をどう

つあるんだと思ひますけれども。
いずれにしても、こういつた状況の中で、今後、この不況が終わった後、何で飯を食うのかと、日本という国家は、ということを考えたときには、やっぱり中小零細企業、製造業、いろんなもので国内でいろいろ頑張っている企業というものがきちんと今後成長していくようなことを考えないといかぬ。日本の場合は貿易立国なんてよく新聞で騒いでいますけれども、日本の場合は貿易

○委員長(塚田一郎君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○中山恭子君 時間ですね。また次の機会にでもお伺いしたいと思いますが、有益な形でお使いいただきたいと思っております。

○井上義行君 みんなの党の井上義行でございました。ありがとうございます。

今日は、まず金融機関の役割についてお伺いしたいというふうに思います。

財政が限られている中で、これから地域の活性化あるいは世界に対抗し得るやはり融資というの是非常に重要だというふうに思っております。そこで、私も地元を歩いていると、都市銀行、あるいは地方銀行、あるいは信用組合のこの役割というのをよく聞きます。ですから、この辺についてまず基本的なことをお伺いしたいと思いますけれども、都市銀行、そして地方銀行、そして信用組合、信金庫の役割についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(岡田広君) お答えいたします。

金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準の金融サービスを提供していくことが期待されています。

他方、地方銀行や信用金庫、信用組合等の地域金融機関に関しては、特定の地域に密着し、中小企業や個人を主要な融資対象としているため、顧客との長期的な取引関係を前提とした地域密着型金融の推進が期待されているところであります。特に信用金庫や信用組合は、相互扶助を目指すとし、特定の地域を営業区域とする地域中小企業専門の金融機関であるため、より地域に密着した金融サービスの提供が求められています。

金融庁にいたしましては、こうした各金融機関の特性を踏まえ、それぞれが期待される役割を適切に果たしていくよう促してまいりたいと考えております。

○井上義行君 まさに台本どおりというか、もう本当にそのことは十分分かつているんですが、現実には中小企業のところに、都市銀行、勝ち組というふうに言われておりますけれども、お金の借りられる人というのは、麻生大臣も前言つておりましたけれども、それほど借りないで十分ため込んでいると、そして借りたい人はなかなか借りられない、これが非常に起きてる。そして、何でそういうことが起きているかといえば、やはり金融危機のときに検査が非常に厳しかった。あのときには私はあれしかなかつたろうというふうに

そこで、将来のあるべき姿ということを麻生大臣にお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、副大臣の方から話がありましたように、これは銀行の特性とかビジネスモデルとかいろいろ実態を踏まえたときに、やっぱり考えていかないかね一番御関心の方は地域の方なんだと思うんですが、この地域の場合今後考えてもらわなかぬところはやっぱり人口減という話だと思います。この人口減というものを理解していないと、そのところの人口がどんどん減っていくときに、そこで銀行が成り立つかといえばなかなか難しいことになつてくる。そうすると、それにどうやって対応していくかということはちょっと考えておいていただかなきやいかぬ大事なところだろうと。これを合併したり何か何とかしろとかいうんじゃないなくて、やっぱり御自分たちできちんと考えていかなければなりません。これが一点。

もう一点は、やっぱり資産デフレによる不況とめてこのデフレによる不況というのに我々は二年ほど対応を右往左往したわけですから、そういうふうに思つております。

がGDPの中で占めるシェアが一五%以上になつたなんてことは過去三十年間ぐらいで一回もないと思いますので、そういう意味では、貿易立国なんてものじゃなくて、間違いなく国内の需要が一番強い。

その国内の需要を喚起していくためには、間違いくることを考えていったときに、やっぱり地域にあります産業の中でも、なかなかいい企業があるんだけど、その企業というのは地元の人も知らないものが、例えば、何でしょうね、シリコンウエハーの上に薄い膜をかぶせるというものがあるんですねけれども、これは日本の小さな企業がやっていますが、世界のシェアの七割ですよ。世界のシェアの七割持っているけれども、元の人もその会社がそんなすごいなんて誰も知りませんものね。すさまじい能力です。だって、これがなかつたらあれば止りますから、すごいノウハウですよ。切断する、あの具のディスクといふ、機械もすごい機械だと思いますけれども、それよりこっちの方がもつとすごいんじゃないかなと思つぐらいたちんとしたものを持っているんですが。

そういうふた企業というものをやつぱり、すごいじゃないかといつて、そいつのところの持つている土地に金貸すんじやなくて、その事業の内容とその経営者を見てお金を貸すということができる

た中小金融機関の方が人を見る、長く付き合う期間によって人を見抜く目というのも養えるんだと思ひますので、是非そういう点を考えて資金の供給というもののもやつていかないかかねと思つておりますので、今度、金融仲介の機能というものが、単に金貸すだけじゃなくて、この企業のこれところからの仕事とくつつけたら両方とももつと別な付加価値を生むよというのは、一番たくさん知つているのは全部に付き合ひのある金融機関といふことにならうと思いますので、そういうつものをもつと育てていくことを考えるべきだとは思つております。

○井上義行君 そうですね、各論的にはいろんな様々なそういう考え方があると思うんですが、私は大臣にもつと大きな視点で、この間も質問しましたけれども、やはり将来の国の産業の在り方とか、今申し上げた人口とか、そうした国の方針性に向けて都市銀行というのはこういふうにあるべきだとか、あるいはこうした取組についてはもつと地方銀行を活用するべきだという、もつと大きなビジョンを掲げて、長期に再編とか、多分農業の改革でもJAの金融機関というのも関係してくるでしょう、将来の農業の産業化を見ればそこにもやはり進出をしていくことがあると思ひますので、こうした大きな視点で一度検証をしていただきたいなというふうに思つております。

そして、経済を見ていくと、中国経済、非常に大きな影響を受けます。特に最近、中国の不動産がバブルが崩壊をするのではないかと、こういうようなことが民間の調査でも発表しているところがある。そうすると、シャドーバンキングといふような、前回、麻生大臣のときに、大分その辺

については多分いろんな各国で規制なりそういうことをしてきたと思うんですが、中国は非常にシャドーバンキングがすごい高いと、それがどんどんどんどん不動産に行っている。そうすると、不動産が、このバブルが崩壊するとどのような日本に対しても影響が出てくるんだろうかと。
そこで、まず今の中国の経済と、そして中国の不動産バブルについてどういう認識を持っているか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（岡田広君） 中国経済の現状認識につきましては、簡潔に私の方からお答えをさせていた

取りやめているといった指摘もありますし、またその住宅価格の下落を見込んで買手が様子見、買い控えをしていると、こういった指摘もあるかといふふうに承知してございます。

他方、最近になりまして、中国人民銀行が初めて住宅を購入する顧客に対する住宅ローンの提供促進を商業銀行に働きかけるといった動きがあるというふうな指摘もございまして、今直ちにこの中国の不動産がバブルの状況にあるかということについてのコメントは政府としては差し控えたいと存じますが、いずれにしましても、この不動産

たということは日本も経験したところだと思つております。

したがつて、中国も必ずはじけるんだと思いま
すが、そのはじける時期とはじけ方によつて、そ
れによつて中国国内がどのようなあれが出るかと
いうと、それが暴動まで発展するのか、内乱まで
発展するのか、いや、軍隊はどう。もういろんな話
をしている人はいっぱいいますけれども、いざれ
もそういうた話は極めてエクスポート・ジャーナーが限定
的だとか、いろんな話をみんなするんですけれど
も。

こうした状況を背景に、開港となりておる上、年始となつておる、これがととなっておる、これが以上です。

範君) 続きまして、中国の現状についての現状認識について。上海総合指数が上値の重い展開が初めて住宅を購入する現状であります。

○國務大臣(麻生太郎君) バブルというのは、初めてこの言葉が出てきたのは十八世紀、オランダ人のチューリップ・バブルが最初、続いてイギリスのサウス・シー・バブル、南海泡沫事件といううえ、シーサー・バブルで二回目、これ辺りがバブルという言葉の始まつた元なんだということだと思いますが、共通していることは一つ、必ずはじけます。

したがつて、中国に限らず、どこの国でもバブルといふものが始まつたらどうかで必ずはじける、もうこれははつきりしています。例外は一つありますから。無理しなくても放つておけばはじける。無理して潰しちゃつたのは日本みをいたいなどころですから。無理して潰すこととなかつたのに、無理して潰したら非常に痛みが大きかつた。

これは分析をやらないかぬということで、これ
はいろいろ日本銀行とも連携をいたしまして、財
務省に限らず関係省庁いろいろありますので、そ
ういつたところと連絡を密にして今分析やら何やら
を少しずつさせていただいておりますけれども。
情報がかなり限られておると、いうより、かなり
向こうの政府の発表する情報が、およそその数値
がそのとおりになつた歴史がありませんので、私
どもとしては、正直に申し上げてこの数字がどれ
ぐらい信用ができるものかということに関して、
ちよつとこうしてよく眉に唾付けて聞かにやいか
ねところがいっぱいありますので、なかなか分析
は難しいというのも現実です。
○井上義行君 そうですね、非常に情報が限られ
たその中で、日本の影響を最小限に食い止めるた

については多分いろんな各国で規制なりそういうことをしてきたと思うんですが、中国は非常にシャドーバンキングがすごい高いと、それがどんどんどんどん不動産に行つていて。そうすると、不動産が、このバブルが崩壊するとどうな日本に対しても影響が出てくるんだろうかと。そこで、まず今の中の中国经济と、そして中国の不動産バブルについてどういう認識を持っているか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣(岡田広君) 中国経済の現状認識につきましては、簡潔に私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

中国の二〇一四年一月から三月期の実質GDP成長率は七・四%、二〇一四年の政府目標である七・五%をやや下回り、四半期連続で伸びは鈍化しましたけれども、引き続き七%台を維持するなど、他国に比べて高い成長率となつているところであります。中国经济は緩やかに拡大を続けておりますが、鉱工業生産や小売売上高の伸びはこのところやや低下するなど、弱い動きも見られると承知をしています。

こうした状況を背景に、株式市場では中国の株価指数の一つである上海総合指数が上値の重い展開となつており、年初来対比マイナス圏での推移となつていて、これが現状であります。

以上です。

たということは日本も経験したこところだと思つております。

したがつて、中国も必ずはじけるんだと思いま
すが、そのはじける時期とはじける方によつて、そ
れによつて中国国内がどのようなあれが出るかと
いうと、それが暴動まで发展するのか、内乱まで
发展するのか、いや、軍隊はと。もういろんな話
をしている人はいっぱいいますけれども、いざそれ
もそういった話は極めてエクスボージャーが限定的
だとか、いろんな話をみんなするんですけれども
も。

私どもとしては、いろんな意味でかなりの影響
が、そこに投資をしておられる方々がおられます
ので、工場やら何やらいろいろ人を出しておられる
方もいらっしゃいますので、そういう意味では
はかなりの影響が出てくるものだと私どもも考
えています。

したがいまして、是非、我々としてはあらかじ
めこういつたような状況というものがどの部分で
出てくるか、金融だけで止まるかというと、そん
なわけではありませんので、そういう意味では
これは分析をやらにやいかぬということで、これ
はいろいろ日本銀行とも連携をいたしまして、財
務省に限らず関係省庁いろいろありますので、そ
ういつたところと連絡を密にして今分析やら何や
らを少しずつさせていただいておりますけれども
も。

情報がかなり限られておるというより、かなり
向こうの政府の発表する情報が、およそその数値
がそのとおりになつた歴史がありませんので、私
どもとしては、正直に申し上げてこの数字がどれ
ぐらい信用ができるものかということに関して、
ちよつとこうしてよく眉に唾付けて聞かにやいか
ぬところがいっぱいありますので、なかなか分析
は難しいというのも現実です。

○井上義行君 そうですね、非常に情報が限られ
たその中で、日本の影響を最小限に食い止めるた

めのシミュレーションはしているんだろうというふうに思つておりますが、実際、財務大臣の、御答弁するといろんな影響があるということ、控えめだったというふうに思つておりますが、いずれにしても、このようなことが起きても日本の経済を支えることができる対応策はしっかりとおこるべきだろうというふうに思つております。

時間の関係で、最後に一問だけ質問したいのですが、保険会社は病院を持てない。しかし、公益法人という形で実質上補助金を出して、そして病院の経営を助けている。そんなような声が私の方に届いております。

例えば、病院に企業が寄附をすると、これはいわゆる損金算入ですね。ところが、公益法人だと特定公益増進法人とて税金の控除になるわけですね。そうすると、民間の病院からするとそれはちょっと不公平じゃないかということで、いわゆる生命保険会社が心臓系の病院をやつしていくと、そういうことはちょっと不公平だからおかしいんじゃないかという声が出ておりますので、こうした公益法人を使った病院、あるいは民間の病院、先生も病院を経営しておりますけれども、ちょっと不公平じゃないかということがまず一点あります。それで、それが高めに決められて、実勢よりも高いレートになつていてるんではないかといふことを指摘をしたわけですが、そのときは日本銀行がいろいろぐだぐだ言つて意味不明なことを言つていましたけど、その後、自ら、配りましたような資料を出してまいりました。日本銀行が出した資料によつても、この円TIBORですね、円TIBORが実勢金利よりもずっと高止まりしているというのは改めて示されているわけでござります。

これがカルテルなのかどうかは実際には調査して検証が必要なんですかね、原因はともかく、実勢金利よりも銀行間の指標、これは前にも申し上げましたけど、金利スワップとかデリバティブ商品あるいは住宅ローンの変動金利、企業の貸出しにも全部運動します。したがつて、この指標金利に基づいてそういうものが決められますので、このTIBORが高止まりしているということは、イコール銀行が余分に国民から金利を取つている、ぼつっているということになるわけでござります。

大手の四社で病院を傘下に持つ公益法人に対し寄附金なし補助金を出している例はあるかと確認しましたら、七法人ほどございました。た

だ、いずれも、役員、評議員とか理事を出しています。それが、原因はともかく、形としてはつきり表れているグラフでござります。

この規模というのは、例えば、これは〇・一%といつた形で支配しているという実態はないといふうに承知しております。といった意味で、子会社等の業務範囲規制とか他業禁止の趣旨を実質的に潜脱するものではないというふうに思つております。

○委員長(塚田一郎君) 時間が来ましたので、これで終わります。

前回の質疑で取り上げましたTIBOR問題、今日は法案との関係で質問をさせていただきま

す。

○大門実紀史君 大門でございます。

前回の質問で取り上げましたTIBOR問題、

今日は法案との関係で質問をさせていただきま

す。

前回取り上げましたけれども、改めて言います

と、TIBORというのは東京の銀行間取引市場

における目安になる指標金利でござりますが、こ

れが各銀行の呈示によつて決める仕組みになつて

おりましたので、それが高めに決められて、実勢よりも高いレートになつていてるんではないかといふことを指摘をしたわけですが、そのときは日本銀行がいろいろぐだぐだ言つて意味不明なことを言つていましたけど、その後、自ら、配りましたような資料を出してまいりました。日本銀

行が出した資料によつても、この円TIBORで

すね、円TIBORが実勢金利よりもずっと高止

まりしているというのは改めて示されているわけ

でござります。

これがカルテルなのかどうかは実際には調査し

て検証が必要なんですかね、原因はともかく、実勢金利よりも銀行間の指標、これは前にも申し上げましたけど、金利スワップとかデリバ

ティブ商品あるいは住宅ローンの変動金利、企業

の貸出しにも全部運動します。したがつて、この

指標金利に基づいてそういうものが決められますので、このTIBORが高止まりしているという

ことは、イコール銀行が余分に国民から金利を

取つている、ぼつっているということになるわけでござります。

それで、先日の質問は昨日のファイナンシャル・

タイムズに載りました、日本のマスコミは取材は

ありましたけれども、多分現場の記者は関心持つ

ても、上で止められるんだと思います、やっぱり

銀行業界が大スパンサーであるんで、だと思いま

すが、海外のメディアはすぐ報道をいたしまし

た。

実は、このグラフを見てもうつて、二〇一三年

の二月頃から若干このTIBORが実勢金利に近づいたといりますが、下がつたんですね。これは

実は、そのときにファイナンシャル・タイムズの二

月十何日付けか、現場のトレーダーの、前回紹介

しましたエディ・タカタさんの告発を基にファイ

ンシャル・タイムズが記事を掲載して世界にそれ

を発信しました。それで、このときにぐつと一

旦下がつたということですね。やっぱりまずいと

思つてゐるんだと思うんですね、銀行業界の方

も。

今回もこのファイナンシャル・タイムズ出まし

て、今度は麻生大臣のコメントも出でおりますの

で、これからまたこれがぐつと下がるんじゃない

かと思います。したがつて、それは国民にとって

はいいことで、余分に取られてる金利が何千億

と下がることだからいいことだというふうに思

ますけれど、日本のマスコミも勇気を持つて、今

日も見てると思いますけれど、ちゃんと報道し

てもらいたいなど申し上げておきたいと思います

。

その上で、とにかくカルテルなどあつてはなら

ないわけでもございまして、また、こういうTIB

ORが高止まりするというのは、私たちちはちよ

と異論があるんですけど、政府が今やつておら

れる異次元金融緩和、この効果をそぐ、それに対

して逆らう役割をしているわけですね、金利を下

げないということですから。高止まりさせるとい

うことですから。そういう点では、政府の政策に

は合わないということだと思います。

その上で、今回の法案との関連で質問に入ります

すけれど、資料の二枚目に、じゃ、TIBOR事

件を受けて世界はどういう動きに今なつてゐるか

といふのが資料の二枚目にございまして、これは

国際決済銀行、BISが今後の指標金利の在り方

について方向性を提言しております。去年の三月

に出したわけですね。

この中で、いろいろあるわけですが、一番重

要なのは、このTIBORの事件を踏まえて、恣

意的な指標基準が作られる、銀行のいろんな恣意

的な裁量で申告して作るということを防ぐため

に、実取引のデータをより多く利用して、実際に

市場で成立した金利水準、これを多く利用して

これに透明かつ適切な形で専門家としての判断を

組み合わせる、それが指標金利の強靭性が向上す

るんだという提言をされております。

ちなみに、このときのワーキンググループの

リーダーは日本銀行の副総裁の中曾さんでござ

ります。日本がリードしてまとめたということです。

要するに、LIBORもTIBORも銀行が申

告する呈示レートに基づいて決めるから、銀行の

惑惑、裁量が入ると。LIBOR事件ではトレ

ーダーがその隙間を利用して銀行に働きかけて操作

をすると。TIBORでは、先ほどから言つてい

ますが、つり上げて、暗黙の了解なのか分か

りませんが、つり上げておきたいと思います

| | |
|---|--|
| めのシミュレーションはしているんだろうというふうに思つておりますが、実際、財務大臣の、御答弁するといろんな影響があるということ、控えめだったというふうに思つておりますが、いずれにしても、このようなことが起きても日本の経済を支えることができる対応策はしつかりつくつておくべきだろうというふうに思つております。 | |
| 時間の関係で、最後に一問だけ質問したいのですが、保険会社は病院を持てない。しかし、公益法人という形で実質上補助金を出して、そして病院の経営を助けている。そんなような声が私の方に届いております。 | |

テル疑惑が指摘されると、だから、このBIS、国際決済銀行は実際の取引データを多く、全てとは言つておりますが、多く使うべきだという提言をしているわけですけれども、金融庁はこの提言をいかに受け止めておられますか。

○政府参考人(桑原茂裕君) お答え申し上げま

す。御指摘のBISの報告書におきましては、別の箇所で、既存の指標金利の信頼性及び頑健性を向上させることの緊要性及び指標金利の選択肢を増やすことの重要性を指摘するとともに、今先生が御指摘のように、実取引データの利用について、実取引データをより多く利用し、これに透明かつ適切な形で専門家としての判断を組み合わせる健全な金利設定手続の構築を促進することによって、指標金利の強靭性は向上するとされているところでございます。

金融庁いたしましては、この御指摘のBISの報告書につきましては、このBISの報告書自身の中でも触れられておりますように、中央銀行の視点から指標金利に関連する実務の改善方法について提言を示したものというふうに認識しております。そこでございます。

○大門実紀史君 全て実際取引データでこの指標金利を決めるべきだというふうにBISも言つておりますし、私も言つているわけではありません。実取引だけでやると急に数字が特別な要因で跳ね上がるということもあるわけですから、専門家の客観的なものを加えながらですけれど、いわゆる銀行の裁量にばかり頼らないで、実取引データをやっぱりそれを加味してやらないとLIBOR事件、TIBOR疑惑もこれからまた同じようなことが起きるのではないかということだと思います。

ところが、今回の金融庁の改正案は、この国際決済銀行の提言に沿つて前に進めるということよりも、もう全銀協が昨年末に公表したTIBOR

の改革案をそのまま追認するものにどじまとっているのではないかというふうに見ております。

例えば、新しい運営機関を設けてガバナンスを強化するというふうに言つておりますけれど、これは全銀協の子会社をつくるだけのようなものでございまして、独立性は疑問でありますし、肝腎の指標金利の定義、何をもつて指標金利とするかという、その定義の抜本的な見直しも見送られました。

ちょっと詳しく言いますと、このTIBORの、各銀行が全銀協に呈示する、うちは何%と

その呈示するレートというのは、実は自分のところの実取引じゃなくて、優良銀行、プライムバンク、これは資料三枚目でありますけれど、優良銀行、プライムバンクの間の取引を想定して各銀行が報告すると、つまり、自分のところの銀行のことではなくて、プライムバンクという仮想の、想定した、大変財務状況のいい優良な銀行

だつたらばこれぐらいの金利だらうということ

を、想像上の銀行の取引を、それを想像して出すのが今のこのTIBORの呈示レートのそれぞれ銀行が出すものになつております。

この優良銀行、プライムバンクというのは、もうちょっと、どういう意味なのか、御説明をいた

だけますか。

○政府参考人(桑原茂裕君) お答え申し上げま

す。

まず、金融指標の定義でございますけれども、

これにつきましては、基本的にはまずは金融指標の算出者において検討すべき事項であると考えておるわけでございます。

これも先生十分御存じとは思いますけれども、

IOSCO、証券監督者の国際的な機構でございま

すけれども、これの原則におきまして、運営機関は指標の構築等、指標決定プロセスのあらゆる面に対して第一義的な責任を有するとされております。

それで、先ほどから御質問にありますプライム

バンク間の金利とするのか、それとも自行の例え

ば調達金利とするのかという点に関しては、これ

は先ほどから御指摘がござりますように、TIB

ORについてはプライムバンク間の取引を前提と

した定義を引き続き使用することとされておりま

す。

○政府参考人(細溝清史君) まさにこの資料に書

いてございますとおり、十分な自己資本と潤沢な

流動資産を保有する等、財務的に強固である本邦

無担保コール市場の主要な参加銀行というものが定

められています。

それで、先ほどから御質問にありますプライム

バンク間の金利とするのか、それとも自行の例え

ば調達金利とするのかという点に関しては、これ

はもう少し詳しく言いますと、この三枚目の資料

に書いてあることなんですねけれども、今申し上げたように、想像上の、自分のところの銀行のこと

ではない、どこか、どこかといいますか、そういう

う優良な、財務状況のいい銀行を想定してそれでレートを呈示するわけですね。

LIBORも十五年前まではこういうふうにプライムバンクの取引を想定した金利を実勢金利と定義化するというふうに言つておりますけれど、これ

は金銀協の子会社をつくるだけのようなものでございまして、独立性は疑問でありますし、肝腎の指標金利の定義、何をもつて指標金利とするか

なども、これでは余りに銀行の裁量が大き過ぎるということで、一九九八年に自分のところの銀行が実際に調達できるレートというふうに定義が変更されましたわけでございます。それでもこの前のように不正がなくならなかったということで、今回は更に進んで、先ほどの実際の取引データの裏付けをできるだけ取るような方向に、そういう改革に着手しているところなんですね。

そういうふうに見てみると、今回まだこのプライムバンクの取引などという旧態依然とした曖昧なやり方を残しているというのは余りにも遅れました改正じゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(桑原茂裕君) お答え申し上げま

す。

まず、金融指標の定義でございますけれども、

これにつきましては、基本的にはまずは金融指標の算出者において検討すべき事項であると考えておるわけでございます。

○政府参考人(細溝清史君) まさにこの資料に書

いてございますとおり、十分な自己資本と潤沢な

流動資産を保有する等、財務的に強固である本邦

無担保コール市場の主要な参加銀行というものが定められています。

それで、先ほどから御質問にありますプライム

バンク間の金利とするのか、それとも自行の例え

ば調達金利とするのかという点に関しては、これ

はもう少し詳しく言いますと、この三枚目の資料

に書いてあることなんですねけれども、今申し上げたように、想像上の、自分のところの銀行のこと

ではない、どこか、どこかといいますか、そういう

ていただいた資料の三ページの(3)の②の第二パラにもございますけれども、この現行定義に関しましては、確かに一方で、各リファレンスバンクのレート決定時における裁量の余地が大きいとの指摘もある一方で、金融市场が不安定な場合等においても安定的、継続的にレート表示を行うことが可能になるというメリット、また、そういうことを勘案して、こうした現行定義のメリットや定義の変更を行つた場合の大きさ等を勘案し、現時点ではプライムバンク間の取引という定義を使うと、すなわち定義の変更は行わないものとしたものと承知しております。

また、実は自行の調達レートを前提とした定義といたしますと、LIBORの不正操作事案において見られましたように、自行の信用力をより良く見せるために実勢よりも低い金利を呈示するというインセンティブにもつながらないという指摘があることも事実でございます。

こうした中、欧洲銀行間取引市場におきます資金取引の市場実勢を示す指標金利でございますEURIBORというのがございますけれども、ここにおいてもTIBORと同様にプライムバンク間の取引を前提とした定義を維持しているものと承知しております。

これらを踏まえまして、今回の金商法の改正案におきましては、具体的な指標の定義については踏み込むことはしない一方で、ただし、指標の算出の適正性を確保するために特定金融指標算出者が特定金融指標の算出方針を業務規程に定めまして、それを当局が認可する枠組みを導入することによって指標の適正性を確保したいと考えておるところでございます。

それで、先ほどから御質問にありますプライム

バンク間の金利とするのか、それとも自行の例え

ば調達金利とするのかという点に関しては、これ

は先ほどから御指摘がござりますように、TIB

ORについてはプライムバンク間の取引を前提と

した定義を引き続き使用することとされておりま

す。

○大門実紀史君 桑原さん、やっぱりそういう理屈は、この全銀協のこれに書いてある理屈はもう

乗り越えるときに来ているんじゃないかなと思うんですね。

例えば、何か金融システムに不安が起きたとき

だと、ほかに指標がないからと言うけれども、れこそ裁量なんですね。それこそ裁量になつちやいますし、通常は金利を高くする高くするところの信用力が落ちていて、どういうことを示すことになるから低く言うはずなのに、ところが、みんなで高くすれば怖くないんですよね。それが今指摘されていることでありますので、この全銀協も分かつてていると思うんですけども、BISの提言も出でてゐるんで、こういう方向は、こういうふうな言い訳はもう乗り越えるべきときにはいるというふうに思ひます。

ORに限りませんけれども、金融指標というもののについては信頼性を確保するといふことが一番重要だという問題意識といふのは、これは間違いなく共有しているんだと私どもそう思っておりますので、今ありましたように、確かにその日に取引がなかつたらどうするんだと、いろいろと細かい問題点はいっぱいあるのは確かなんですがれども、いずれにしても、今回一応定義としては、プライムバンクといふものの定義を、一応ユーロ円TIBORの場合には、本邦オフショア市場の主要な参加行と二応定義したところだけでも半歩前進したことになります。

ていいかと思いますが、非常にこれ下がつていろいろなことがあります。この背景にある大きなファクターというのは人口減少だというふうに言われております。

これから農村社会をどういうふうに立て直していくかという点から見えていかなくなってしまうらしい課題だと思います。

今日はその問題じゃなくて、この潜在成長率子供たちが進むといふ中での成長率と人口減少といふについて、麻生大臣、どのような御認識をお持ちかということを冒頭ちょっとお聞きしたいとうふうに思います。

○國務大臣(麻生太郎君) この労働力の人口、生産年齢人口の減少率は、こういつてよくある

LIEDERは、今申し上げたように、実取引データを、実はイギリス銀行協会から運営機関も独立させて、なおかつ、今、仕組みとしてはレートを公示するという仕組みは残っているんですけど、それでも、実取引データに基づいてそれをチェックするという仕組みまで考へているところで、ロンドンの場合、LIBORの場合は踏み込もうとしておりますし、シンガポールなんかは、もう実取引データに基づく指標金利で、一定部分はもうそれでやつちやうというふうに今なつておりますから、要するに、シンガポールがなぜそんなことに踏み込んでいるかというと、銀行協会の会長がおつしやっていますけれども、要するに、顧客に安心感を与えて、いろいろ不祥事ありましたから、金融市场の地位を高めると、市場の信頼性を高めるためにやってくるんだということだと思ふんですね。

したがつて、今回の法改正でとどまるところではないと思いますけれども、本当に次の課題をすべく掲げて頑張つてほしいなというふうに思います。全銀協任せにしないで、やっぱりグローバルスタンダードといいますか、透明性を高める方向に是非すぐに着手して踏み出してほしいと思いますが、最後に、麻生大臣のお考えを聞きたいと思いま

追からいたとは思っていただかないとこかめどころか
などは思つてはいるんですが、プライムバンクの
取引を前提とした定義を継続するという意味で、
このTIBORの算出者であります全銀協TIB
ORの運営機関の検討結果というのは尊重して当
面信用するとして、これ、今後ともきちんと見な
上で更なるものをやつていかなならぬとなると、
その段階でもう一回考えないかぬということにな
るんだと思つております。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(塚田一郎君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、山本一太君が委員を辞任され、その補欠
として森屋宏君が選任されました。

○平野達男君 平野達男でございます。

まず冒頭、前回的一般質疑で通告申し上げまし
て質問できなかつたことについて質問させていた
だきたいというふうに思います。

お手元に資料として前回と同じ資料を提出させ
ていただきましたけれども、今日はその下の潜在
成長率の話につきまして何点かお聞きをしたいと
いうふうに思います。

このグラフにありますように、潜在成長率、短

多少余談的に言いますと、この人口減少社会といふことは様々な形で現れておりまして、私は一九四五年生まれで、ちょうど、あの一九五四年、ブジラと同じ年代になります。今年還暦を迎えるということになりますけれども、私どもよりもちよと年齢の高い人たちというのが大体、三男、四男坊とか五人兄弟の一一番下とか、かなり田舎では子供が多かった家庭で育つた年代が多いのです。そういう次男坊以下、あるいは長女、次女、都会に出て、その方々が日本の高度経済成長を支えるんですが、長男は残つたんですね。長里では残つて嫁を取つて家は残つた。その方々が今度ちょうど六十過ぎて六十五歳ぐらいになりますて、その方の、我々の年代というの大抵子供ができるも一人か二人が多いです、その子供が今度は都会に出ていつて戻つてこない。そういう中で、田舎は過疎化どころじやない。ちょうど増田さんが将来的には集落が消滅するという数字を試算で出しておりますけれども、あわはもう現実に起こりかねない状況だと思います。今田舎で起こっているのは何かといいますと、そういう子供が入つてこなくて廃屋がどんどんどんど減らなくなっているのがシリアルトラインさてしていふことについては御案内のとおりかというふうに思います。

商年齢人口の減少が正確かなう意味で、これは間違いない日本経済というか方の財政におきましてもこれは極めて大きな要因になりつつある。

これは、この間の増田さんのを一週間ぐらい見せてもらいましたけど、本当によといつて聞くべきらいちよつとあの数字はすぐかつたですな。正直言つて、私どもも過疎地を選挙区に抱えておりますので、そういうついた意味では、かなりな部分理解のできる部分でもあつたんですけれども、やはり組まねばならぬ問題、一番大きな問題だと思います。

よく、労働力人口だけ移民に頼るという場合は何が問題起きるかとか、口ボソツでいつた場合はこうなるとか、高齢者がより多く働けばとか、女性が働く、これ全部、全て別の問題が出てくるかと思いますので、いろんなものの可能性といふのを今後とも考えていかなきやいかぬところだと申しますが、少なくとも、今私どもの段階の中で、労働力は一億は是非維持したいという方向で、今きちんとした方向で打ち出していかねばならないと思つておりますが、そういうついたものを維持し続けるために何かするかといった場合に、私は

まず冒頭、前回の一般質疑で通告申し上げまして質問できなかつたことについて質問させていただきたいというふうに思います。
お手元に資料として前回と同じ資料を提出させていただきましたけれども、今日はその下の潜在成長率の話につきまして何点かお聞きをしたいと
いうふうに思います。
このグラフにありますように、潜在成長率、中期的に見た場合の実質成長率というふうに言つて質問できなかつたことについて質問させていただきたいといふうに思ひます。

そういふ中で、田舎は過疎化どころじゃない。
ちょうど増田さんが将来的には集落が消滅する
いう数字を試算で出しておりますけれども、あわ
はもう現実に起こりかねない状況だと思います。
今田舎で起こっているのは何かといいますと、そ
ういう子供が入つてこなくて廃屋がどんどんどん
どん目立つてゐるという、そういう状況の中で、
できても一人か二人が多いです、その子供が今度
は都会に出ていつ戻つてこない。

これがまた、高齢者たる多くの側面のことが、性が働く、これ全部、全て別の問題が出てくる。と思いますので、いろんなものの可能性というのを今後とも考えていかなきやいかぬところだと田うんですが、少なくとも、今私どもの段階の上で、労働力は一億は是非維持したいという方向で、今きちんととした方向で打ち出していかねばならぬと思っておりますが、そういうつたものを維持し続けるために何かするかといった場合に、私はやはりつぱりもう一回考えなきやいかぬところ

第五部 財政金融委員会會議録第十号 平成

は、子供が産みやすくなるようになる環境とか、産んでも育てやすい環境とかいうのができないと、これは幾ら豊かになつても子供が産めないと思うんですね。

私の場合、六人兄弟で生まれていますから、下に五人おりましたので、きちんとけんかの仕方も餓鬼のときから自然と覚えますし、学校行つて教わることもほとんどなく、ちゃんとみんな周りが教えてくれるようなものばかりだったと記憶するんですけれども。

そういう意味で、今後こういつたようなものを前提にして今までと同じような意識でやると間違えるので、是非こういつたものを前提にして、ロボットとかいろんなものを言つておりますけれども、そういうものの積極的に頭を柔らかくしてやつていかなきやいかぬところなので、固定概念で今までどおりにいくという発想から抜け出して取り組んでいかねばならぬところだと、私どもはそう思つております。

○平野達男君 人口減少といろんな経済問題、そ

れから社会問題といつものを初めてといふか、きつと整理して取り上げたといふのは、私が知る限り政策大学院大学の松谷明彦さんではないかと思います。二〇〇四年に「人口減少経済の新しい公式」という本を出しまして、その後、松谷先生と私も何回かお話ししている御教示を受けたのですが、ここに来てやっぱり人口減少というのをきつちり捉えるようになつたといふのは非常にいいことだと思います。

この人口減少社会といつ中で、地域社会、経済財政運営はどうあるべきかといつのことについて

は、もつともうといふのは真剣に議論しなくちやな

らない話だと思います。特に、生産性の問題からいきますと、どうしても供給サイドからいろいろな議論するんですけど、仮に成長が二%で進む

として人口が減るといふことは、一人当たりの給料がどんどんどんどん上がつていかないといふGDP

というのは成り立たないはずなんですね。どうしてもいろんな議論が、どうしても生産性、ロボット化すればいいじゃないかみたいな話になるんですけど、人口が減つてGDPが上がつていくということは、個人消費がある一定の、六割という率をキープするためには、三%でいくんだつたら、個人当たりの給料が五%とか六%ぐらいで上がっていかないと消費が成立しないといふ構図にもなりかねません。そういう中で、本当にどういう経済運営になつていくのかという問題。

それから、あともう一つは、大事な問題は、負の遺産を残さないということだらうと思ひます。

この間も、先般、一般質疑の中で経常収支がもうゼロ近傍、プラス・マイナス・ゼロのところに推移してきているという中で、これも今までになつたことだと思います。成長戦略ということで、これは前にも申し上げましたけれども、明るい未来

ということを言つても結構なんですけれども、何がアリズムかという問題は難しいんですが、どうしても、やっぱり今までに経験したことのない社会に入つてゐるんだといふことについては、これは政府としてもつともうとこれは発信していくべきだし、悲観的になるという意味ではなくて、そういう現実的な面に立つての財政運営、経済運営といつのがやっぱり必要なではないか

などといふ、抽象的な話で申し訳ありませんが、以上を申し上げさせていただきたいといふに思ひます。

その上で、今回の法律でありますけれども、これは法律については賛成であります、いわゆるプロ向けのファンデイングについては様々な問題があつて今回改正をするといふことではあります、プロ

だから、投資家という立場に立つた場合に、今回クラウドファンディングといふ、まあこの言葉自体もなかなか私なんかにはなじみがない言葉なんですが、それでも、こういう制度の中で、制度設計で入れる段階で、投資者にとって、あるいは一般の方々にとって何を気を付けるべきかという観点で、やっぱりこれはもうちょっとときちつと情報発信をしていくべきじゃないかと思いますが、この何を気を付けるべきかといつことについて、現段階では金融庁さんとしてはどんな観点で整理されているんでしょうか。

○政府参考人(桑原茂裕君) お答え申し上げます。

一般的に投資型クラウドファンディングを通じまして、今御指摘がありました非上場企業に投資

教訓があるのかといつことについて、簡単にちょっとお聞きをしておきたいといふに思ひます。

○政府参考人(桑原茂裕君) プロ向けファンデイングに関しては、高齢者を中心に一般的な投資家の被害事例が後を絶たないことにつきましては、私たちも金融庁としても憂慮いたしております。そうした中、先ほども申しましたように、証券取引等監視委員会、また消費者委員会からプロ向けファン

ドの制度見直しに関する建議、提言が行われたわ

けでござります。

そうした状況を踏まえまして、本来のプロ向け

という趣旨にのつとりまして、そのファンデの勧誘ができる範囲、投資家の範囲を一定の投資判断

能力を有すると見込まれる者に限定することに

よつて、一般投資家の被害の発生等を防止する観

点から、今回の制度見直し案を公表したところでござります。

金融庁が得た教訓は何かといつことでございま

すけれども、金融庁といたしましては、制度設計

を行う際には、金融資本市場において円滑な資金

供給を確保するといつの要請、それから投資

者保護を図るといつもう一つの要請の間でいかに

くべきだし、悲観的になるといふ意味ではなく

て、そういう現実的な面に立つての財政運営、

経済運営といつのがやっぱり必要なではないか

などといふ、抽象的な話で申し訳ありませんが、以

て、そういうふうに思ひます。

それからもう一つは、制度設計の中での

ことはないと思いますけれども、五十万以下だか

ら多少のリスクがあつてもいいじゃないかといふ

感じの中で制度設計されいたら、これは大変な

ことになつてしましますね。

だから、投資家という立場に立つた場合に、今

回のクラウドファンディングといふ、まあこの言葉

なんですが、この制度の中では、制度設

計で入れる段階で、投資者にとって、あるいは一

般の方々にとって何を気を付けるべきかといつ観

点で、やっぱりこれはもうちょっとときちつと情報

発信をしていくべきじゃないかと思いますが、こ

の何を気を付けるべきかといつことについて、現

段階では金融庁さんとしてはどんな観点で整理さ

れているんでしょうか。

○政府参考人(桑原茂裕君) お答え申し上げま

す。

した場合には、上場企業に対して投資する場合と比較いたしますと、将来その企業が上場するなどによって大きなリターンを得ることができるという可能性がある一方で、その企業が倒産してしまうリスク、また取得した株式等が換金できないリスクも高いものと考えられます。

このため、先ほどから御議論がございましたように、クラウドファンディングを通じた投資に当たりましては、投資者がこうしたベンチャー企業に対する投資に特有のリスクを十分理解して投資していくべきことが重要であると考えております。

○平野達男君 今日は金融リテラシーという話もございましたけれども、いずれ投資に対するリスクというものをどのように判断させるか、そのための材料提供ということについては、これは消費者庁とか弁護士会もいろいろな形で懸念を抱いているようありますけれども、金融庁さんもこのことをしっかりと受け止めて、これがやはりうまく成功するということが、長い間言われているところの間接金融から直接金融へという、それからありとリスクマネーの供給ということとの一つの新たな道を開けるということでもありますし、逆にまた、ここでいろんな問題が出てきますとやっぱりなという話にもなりかねませんので、十分お分かりになつての今回の制度設計だと思いますけれども、しつかりやつていただきことをお願い申し上げまして、時間ちょっとと余つてありますけど、私の質問に代えさせていただきたいと思います。

○委員長(塚田一郎君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○尾立源幸君 私は、ただいま可決されました金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。

一 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給が円滑に行われるためには、金融資本市場に対する投資者の信頼感の確保が必要であることに鑑み、投資型クラウドファンディングに係る制度の運用に当たっては、詐欺的な行為に悪用されることを防ぐため、仲介者となる業者による、発行者に対するデューデリジェンス及びインターネットを通じた情報提供が適切に行われるよう適確な監督を行うとともに、必要な定員・機構の確保を図ることも、また、資金受入れ後の企業の事業状況などを、適時適切に情報提供されるよう配慮するとともに勧誘ルールを明確化するなど、投資者に対する注意喚起及び理解啓発に

努めるほか、自主規制機関などの関係者との連携強化を図りつつ、投資者保護の確保に万全を期すこと。

一 ファンドを販売する金融商品取引業者等における問題事案の再発を防止するため、自主規制機関と連携しつつ、本法による行為規制の強化等を厳正に運用するとともに、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。その際、自主規制機関における加入促進に向けた取組についても配慮すること。

また、無登録業者による未公開株やファンドの勧誘をめぐる被害が後を絶たないことに鑑み、国内・海外を問わず、無登録業者に対する監視等を強化すること。

一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力を強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年三月に施行されたことも踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。

一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(塚田一郎君) ただいま尾立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(塚田一郎君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(塚田一郎君) ただいま御決議のあり臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。麻生内閣府特命担当大臣。

○委員長(塚田一郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(塚田一郎君) 次に、保険業法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(塚田一郎君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(塚田一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

〔参考〕

午後一時十分散会

本日はこれにて散会いたします。

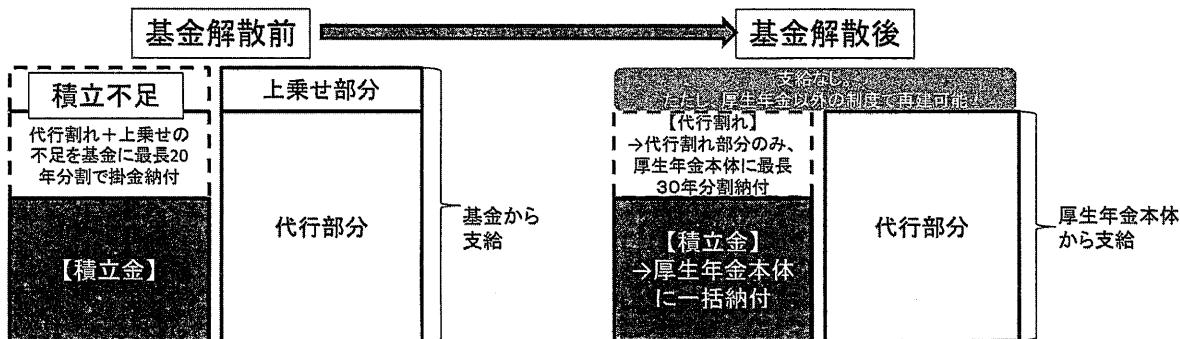
第五部 財政金融委員会会議録第十号 平成二十六年五月二十日 [参議院]

(尾立源幸委員資料)

2014年5月20日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

厚生年金基金について

- 総数:534基金 うち代行割れ:124基金
- ただし十分な積立金があり、健全と言えるのは、全体の1割
- 解散の方向性を決めた基金:195基金 うち代行割れ:76基金



- ✓ 基金が解散する前は、代行部分と上乗せ部分を基金から支給
- ✓ 基金解散後は、基金に代わり厚生年金本体が代行部分を支給
- ✓ 基金解散後は、上乗せ部分は支給されなくなる

出所)各種資料をもとに尾立源幸作成

2014年5月20日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

4. 今後の年金給付の入金口座について

- ①国からの、各支払期の口座への入金は、老齢厚生年金の指定口座となります。
- ②基金からの、[最終支払分]は、今までと同じ基金への指定口座に入金いたします。

5. 今後の年金給付についてご留意をいただきたい事項

- ①基金では、加入期間が1ヶ月以上あれば「基金の独自給付」として基本年金(代行分)をお支払いしておりましたが、国へ引継がれる老齢厚生年金は、原則として公的年金の加入期間の合計が25年以上ないと支給されません。そのため、国の老齢厚生年金の委託に必要な期間を満たしておられない場合は、この「基金の独自給付」としてお支払いをしていましたので、今後は上記の「①」と同様に、基金からの支払いは停止されますのでご了知をお願いします。
- ②基金の年金受給者の方で「離脱厚生年金」あるいは「追放厚生年金」を受給されている、ご自身の老齢厚生年金は受給されておられない方にも、従来基金から「基金の独自給付」としてお支払いをしていましたので、今後は上記の「①」と同様に、基金からの支払いは停止されますのでご了知をお願いします。

6. 年金受給に必要な手続先、最終お支払い等に関するお問い合わせ先

- ①年金受給に必要な各種の届出や手続きにつきましても、国へご提出していただくことになります。
- ②解散後に国へ引継ぎました年金支払いに関してのご照会は、当基金までお問合せくださいようお願いします。

以上

年金受給者 各位

厚生年金基金の 解散認可と 今後の年金支払について(ご案内)

厚生年金基金
代表清算人

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、[] 厚生年金基金は、平成 [] に厚生労働大臣の解散認可があり、解散いたしました。

解散後の年金受給者様への年金のお支払いにつきましては、従前のご案内と重複する部分もありますが、裏面以降のとおりとなりますのでお目通しをいただき、ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

年金受給者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒実情をご質問のうえ、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、当基金これまでの運営に、ご支援ご協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

敬具

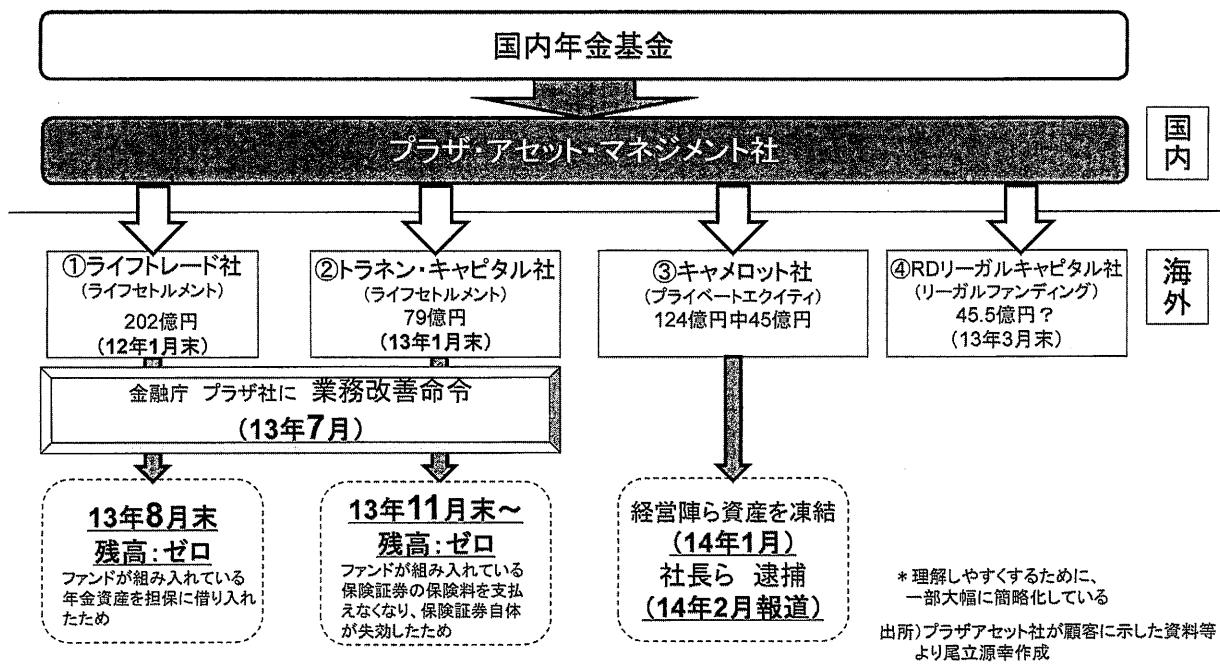
[お問い合わせ] 厚生年金基金 公 [済生年金局]

出所)各種資料をもとに尾立源幸作成

プラザアセットマネジメント社 資産消失問題

2014年5月20日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

- 国内年金基金などが同社を通じて投資している米国のライフセトルメント(生命保険取引)ファンドの純資産価額(NAV)がゼロになっている問題。
- 投資先の海外ファンドに対して詐欺的行為で損害を被ったとして、米国では民事訴訟が提起されている。
- 同社はライフセトルメントファンド以外にも未公開株や弁護士報酬債権など、時価が算出しづらい運用資産に投資するファンドを提供しており、これらの資産のNAVについても疑義が出ている。



2014年5月20日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

自主規制機関の制度の概要

| 団体名 | 主な目的・事業 | 加入状況 | 加入率(%) |
|--------------|---|---------------------------------|----------------|
| 日本証券業協会 | <p>目的 協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、資格試験、資格更新研修の実施及び証券外務員の登録、証券取引の苦情・相談、あっせん、証券市場に関する調査研究及び意見表明、証券知識の普及・啓発 等</p> | 証券会社 252 社 登録金融機関 212 機関 | 100% 19.1% |
| 金融先物取引業協会 | <p>目的 会員の行う金融商品取引業の業務の適正かつ円滑な運営の確保により、投資者保護と金融商品取引業の健全な発展に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、金融先物取引業に関する苦情・相談、あっせん、金融先物取引業に関する調査・企画・広報・研修 等</p> | 金融先物取引業を行う業者 151 社 | 99.3% |
| 第二種金融商品取引業協会 | <p>目的 正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、第二種金融商品取引業に関する苦情・相談、あっせん、第二種金融商品取引業に関する広報・啓発・調査研究 等</p> | 第二種金融商品取引業者 31 社 登録金融機関3機関 | 2.4% |
| 日本投資運用業協会 | <p>目的 会員の行う投資運用業及び投資助言・代理業の公正かつ円滑な運営を確保することにより投資者の保護を図るとともに、投資運用業及び投資助言・代理業の健全な発展に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、投資顧問業に関する苦情・相談、あっせん、投資顧問業に関する広報・啓発・調査研究 等</p> | 投資助言・代理業者 500 社 投資一任業者 244 社 | 63.9% 95.7% |
| 投資信託協会 | <p>目的 投資信託及び投資法人など投資運用業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、投資信託に関する苦情・相談、あっせん、投資信託に関する広報・啓発・調査研究 等</p> | 投資信託委託会社 88 社 投資信託法人 46 社 | 98.9% 95.8% |
| 日本貸金業協会 | <p>目的 貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、貸金業者登録に関する苦情・相談、貸金業に関する広報・啓発・調査研究 等</p> | 貸金業者 1,257 社 | 59.2% |
| 日本資金決済業協会 | <p>目的 会員の行う前払式支払手段の発行又は資金移動業に係る業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、前払式支払手段の購入者または資金移動業の利用者の利益の保護を図るとともに、前払式支払手段の発行又は資金移動業に係る業務の健全な発展に資すること。</p> <p>事業 自主規制ルールの制定・実施、資金決済業に関する苦情・相談、資金決済業に関する広報・啓発・調査研究 等</p> | 資金移動業者 33 社 前払式支払手段発行者 148 社 | 94.3% 8.1% |

※ 加入状況は、平成 26 年2月末現在

出所)金融庁資料

